

昭和四十二年法律第三十五号

登録免許税法

登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則(第一条—第八条)
- 第二章 課税標準及び税率(第九条—第二十条)
- 第三章 納付及び還付(第二十一条—第三十条)
- 第四章 雜則(第三十二条—第三十五条)
- 附則

- (趣旨) 第一章 総則
- 第一条 この法律は、登録免許税について、課税の範囲、納稅義務者、課税標準、税率、納付及び還付の手続並びにその納稅義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるものとする。(課税の範囲)
- 第二条 登録免許税は、別表第一に掲げる登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定及び技能証明(以下「登記等」という。)について課する。(納稅義務者)
- 第三条 登記等を受ける者は、この法律により登録免許税を納める義務がある。この場合において、当該登記等を受ける者が二人以上あるときは、これらの者は、連帶して登録免許税を納付する義務を負う。(公共法人等が受ける登記等の非課税)
- 第四条 国及び別表第一に掲げる者が自己のために受ける登記等については、登録免許税を課さない。
- 第五条 別表第三の第一欄に掲げる者が自己のために受けたそれぞれ同表の第三欄に掲げる登記等(同表の第四欄に財務省令で定める書類の添附があるものに限る)の規定がある登記等については、当該書類を添附して受けるものに限る。)(非課税登記等)
- 第六条 次に掲げる登記等(第四号又は第五号に掲げる登記又は登記にあつては、当該登記等がこれらの方に掲げる登記又は登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類を添付して受けるものに限る。)については、登録免許税を課さない。

一 国又は別表第一に掲げる者がこれらの者以外の者に代位してする登記又は登録
政令で定めるもの

二 登記機関(登記官又は登記以外の登記等をする官庁若しくは団体の長をいう。以下同じ。)が職権に基づいてする登記又は登録で、政令で定めるもの

三 会社法(平成十七年法律第八十六号)第二編第九章第二節(特別清算)の規定による株式会社の特別清算(同節の規定を同法第八百二十二条第三項(日本にある外国会社の財産についての清算)において準用する場合における同条第一項の規定による日本にある外国会社の財産についての清算を含む。)に関する登記

四 住居表示に関する法律(昭和三十七年法律第一百十九号)第三条第一項及び第二項又は第四条(住居表示の実施手続等)の規定による住居表示の実施又は変更に伴う登記事項又は登記事項の変更の登記又は登録

五 行政区分、郡、区、市町村内の町若しくは字又はこれらの名称の変更(その変更に伴う地番の変更及び次号に規定する事業の施行に伴う地番の変更を含む。)に伴う登記事項又は登記事項の変更の登記又は登録

六 土地改良法(昭和二十四年法律第一百九十五号)第二条第二項(定義)に規定する土地改良事業又は土地区画整理事業(昭和二十九年法律第一百九号)第二条第一項(定義)に規定する土地区画整理事業の施行のため必要な土地又は建物に関する登記(政令で定めるものを除く。)

七 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二条第一号(定義)に規定する市街地再開発事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)第二条第四号(定義)に規定する住宅街区整備事業又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第二条第五号(定義)に規定する防災街区整備事業の施行のため必要な土地又は建物(当該住宅街区整備事業に係る土地又は建物にあつては、大都市地域における宅地開発及び鉄道整備一体的推進に関する特別措置法(平成元年法律第六十一号)第十七条(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の特例)の規定により大都市地域における

る住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第二条第一号に規定する大都市地域とみなされる区域内にある土地又は建物を除く。)に関する登記(政令で定めるものを除く。)

八 國土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第三十二条の二第一項(代位登記)の規定による土地に関する登記

九 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第一百二十六号)第十四条第二項(登記)(同法第二十三条第二項(旧慣使用林野整備の効果等)において準用する場合を含む。)の規定による土地に関する登記

十 墓地に関する登記

十一 滯納処分(その例による処分を含む。)に関する登記又は登録(換価による権利の移転の登記又は登録を除くものとし、滯納処分の例により処分するものとされている担保に係る登記又は登録の抹消を含む。)

十二 登記機関の過誤による登記若しくは登録又はその抹消があつた場合の当該登記若しくは登録の抹消若しくは更正又は抹消した登記若しくは登記の回復の登記若しくは登録

十三 相続又は法人の合併若しくは分割に伴い相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人若しくは分割により設立する法人若しくは事業を承継する法人が、被相続人又は合併により消滅した法人若しくは分割をした法人の受けた別表第一第三十三号から第百六十号までに掲げる登記、特許、免許、許可、認可、認定又は指定を引き続い受けた場合における当該登記、特許、免許、認可、認定又は指定

十四 公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)第九条第一項(名称等)又は第二十九条第五項(公益認定の取消し)の規定による一般社団法人若しくは一般財團法人又は公益社団法人若しくは公益財團法人の名称の変更の登記

十五 外国公館等の非課税(外國公館等の非課税)

十六 外国政府が当該外国の大使館、公使館又は領事館その他これらに準ずる施設(次項において「大使館等」という。)の敷地又は建物に關して受ける登記については、政令で定めるところにより、登録免許税を課さない。

十七 前項の規定は、同項の外国が、その国において日本国の大使館等の敷地又は建物に関する登

記若しくは登録又はこれらに準ずる行為について課する租税を免除する場合に限り、適用する。

（信託財産の登記等の課税の特例）

第七条 信託による財産権の移転の登記又は登録で次の各号のいずれかに該当するものについては、登録免許税を課さない。

一 委託者に信託のため財産を移す場合における財産権の移転の登記又は登録

二 信託の効力が生じた時から引き続き委託者のみが信託財産の原本の受益者である信託の信託財産を受託者から当該受益者(当該信託の効力が生じた時から引き続き委託者である者に限る。)に移す場合における財産権の移

三 受託者の変更に伴い受託者であつた者から新たなる受託者に信託財産を移す場合における財産権の移転の登記又は登録

四 信託の信託財産を受託者から受益者に移す場合であつて、かつ、当該信託の効力が生じた時から引き続き委託者のみが信託財産の原本の受益者である場合において、当該受益者が当該信託の効力が生じた時ににおける委託者の相続人(当該委託者が合併により消滅した法人又は当該合併により設立された法人)であるときは、当該信託による財産権の移転の登記又は登録を相続(当該受益者が当該存続する法人又は当該設立された法人である場合は、合併)による財産権の移転の登記又は登録とみなして、この法律の規定を適用する。

五 第二十九条第一項若しくは第四項の規定により徴収すべき登録免許税又は国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第五十六条第一項(還付)に規定する過誤納金に係る登録免許税の納税地は、前項の規定にかかわらず、納稅義務者が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場所とする。

受けて、納付事務を行うことができる。

2 所管省庁の長は、前項の規定による指定をしたときは、納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地その他財務省令で定める事項を公示しなければならない。

3 納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を所管省庁の長に届け出なければならない。

4 所管省庁の長は、前項の規定による届出がつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(納付受託者の納付)

第二十四条の五 納付受託者は、第二十四条の三第一項の規定による委託を受けたときは、政令で定める日までに当該委託を受けた登録免許税を国に納付しなければならない。

2 納付受託者は、第二十四条の三第一項の規定による委託を受けたときは、遅滞なく、財務省令で定めるところにより、その旨及びその年月日を当該委託に係る所管省庁の長に報告しなければならない。

(納付受託者の帳簿保存等の義務)

第二十四条の六 紳付受託者は、財務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに納付事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。

2 所管省庁の長は、前二条及びこの条の規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、財務省令で定めるところにより、納付受託者に対し、報告をさせることができない。

3 所管省庁の長は、前二条及びこの条の規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、納付受託者の事務所に立ち入り、納付受託者の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式）で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の

という。)は、当該登記等を受ける者の委託をし、納付事務を行ふことができる。

2 所管省庁の長は、前項の規定による指定をしたときは、納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地その他財務省令で定める事項を公示しなければならない。

3 紳付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を所管省庁の長に届け出なければならない。

4 所管省庁の長は、前項の規定による届出がつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(納付受託者の納付)

第二十四条の五 紳付受託者は、第二十四条の三第一項の規定による委託を受けた登録免許税を国に納付しなければならない。

2 紳付受託者は、第二十四条の三第一項の規定による委託を受けたときは、遅滞なく、財務省

令で定めるところにより、その旨及びその年月日を当該委託に係る所管省庁の長に報告しなければならない。

(納付受託者の帳簿保存等の義務)

第二十四条の六 纳付受託者は、財務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに納付事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。

2 所管省庁の長は、前二条及びこの条の規定を

施行するため必要があると認めるときは、その

必要な限度で、財務省令で定めるところによ

り、納付受託者に対し、報告をさせることができ

ない。

(納付の確認)

第二十五条 登記機関は、登記等をするとき

二二十四条第一項の規定により同項に規定する書類が免許等をした後に提出される場合及び第二

十四条の二第二項の納付の期限が免許等をした

日後である場合並びに納付受託者が第二十四条

の三第一項の規定による委託を受けた場合にあ

つては、財務省令で定めるとき)は、当該登記

等につき課されるべき登録免許税の額の納付の

事実を確認しなければならない。この場合にお

いて、当該納付が第二十二条、第二十三条第二

項又は次条第三項の規定により印紙をもつてさ

れたものであるときは、当該登記等の申請書

書の紙面と印紙の彩紋とにかけて判明に消印

しなければならない。

(課税標準及び税額の認定)

第二十六条 登記機関は、登記等の申請書(当該

登記等が官署又は公署の嘱託による場合にあつては当該登記等の嘱託書とし、当該登記等が免

許等である場合にあつては、当該登記等の嘱託

による場合にあつては、当該登記等の嘱託

書の紙面と印紙の彩紋とにかけて判明に消印

しなければならない。

(納付不足額の通知)

第二十七条 登記免許税を納付すべき期限は、次

の各号に掲げる登記免許税の区分に応じ、当該

各号に定める時又は期限とする。

一 次号に掲げる登記免許税以外の登記免許

税 当該登記免許税の納付の基準となる登記

等を受ける時

二 免許等に係る登記免許税で当該登記免許税

に係る登記免許税の納付の基準となる登記

等を受ける時

三 第二十四条第一項又は第二十四条の二第二項(第二十四条の三第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の期限が

当該登記免許税の納付の基準となる免許等を

受けける日後であるもの 当該期限

(納付期限)

第二十八条 登記機関は、登記免許税の納期限後

において登記等を受けた者が第二十一条から第

二十三条まで(第三十五条第四項の規定により

記載された当該登記等に係る登録免許税の課税

標準の金額若しくは数量又は登録免許税の額が

国税に関する法律の規定に従つていなかつたと

き、その他当該課税標準の金額若しくは数量又

は登録免許税の額がその調査したところと異なるときは、その調査したところにより認定した

課税標準の金額若しくは数量又は登録免許税の額を当該登記等を受ける者に通知するものとする。

ただし、他の法令の規定により当該登記等の申請を却下するときは、この限りでない。

前項の通知を受けた者は、当該通知に係る登記等を受けることをやめる場合を除き、遅滞なく、当該通知を受けた登記官署等に提出する

記等を受けることをやめる場合を除き、遅滞なく、当該通知を受けた登記免許税の額と当該登

記等の申請書に記載された登記免許税の額との

差額に相当する登記免許税を国に納付し、その

納付に係る領収証書を当該通知に係る登記官署等に提出しなければならない。

前項の場合は、そのうち登記機関の選定した者

の申請を却下するときは、この限りでない。

前項の通知を受けた者の当該登記免許税に係る第八

条第二項の規定による納税地の所轄税務署長に

対し、その旨及び財務省令で定める事項を通知しなければならない。

前項の通知は、登記等を受けた者が二人以上

ある場合には、そのうち登記機関の選定した者

の申請を却下するときは、この限りでない。

前項の通知を受けた者の当該登記官署等の所轄

税務署長に対するものとする。

(当該登記等が登記又は登録の権利及び義務

の申請に係るものでのある場合には、当該権利

者(うちから選定した者)の同項の納稅地の所

轄税務署長に対するものとする。

前項の場合は、そのうち登記機関の選定した者

の申請を却下するときは、この限りでない。

前項の通知を受けた者の当該登記官署等の所轄

税務署長に対するものとする。

前項の通知を受けた者から徵收する。

(登録) の第一種貨物利用運送事業の登録若しくは同法第七条第一項(変更登録等)の変更登録 同法第二十条(許可)の第二種貨物利用運送事業の許可若しくは同法第二十五条第一項(事業計画及び集配事業計画)の事業計画の変更の認可、同法第三十五条第一項(登録)の第一種貨物利用運送事業の登録若しくは同法第三十九条第一項(変更登録等)の変更登録又は同法第四十五条第一項(許可)の第二種貨物利用運送事業の許可若しくは同法第四十六条第二項(事業計画)の事業計画の変更の認可

三 別表第一第一百四十号 倉庫業法(昭和三十一年法律第二百二十一号)第三条(登録)の倉庫業者の登録又は同法第七条第一項(変更登録等)の変更登録(認定が旅行業者代理業の登録とみなされる場合の取扱い)

第三十四条の四 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)第十二条第一項(産業振興促進計画の認定)に規定する産業振興促進計画の同条第八項(同法第十三条第二項(認定産業振興促進計画の変更)において準用する場合を含む。)の認定が別表第一百四十二号の規定により旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)第三条(登録)の旅行業者代理業の登録とみなされる場合における奄美群島振興開発特別措置法第十二条第五項の同意をした者については、当該産業振興促進計画に係る同条第一項の規定による申請を当該同意をした者の当該登録に係る申請とみなして、前章及びこの章の規定を適用する。

2 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第十二条第一項(産業振興促進計画の認定)に規定する産業振興促進計画の同条第八項(同法第十三条第二項(認定産業振興促進計画の変更))において準用する場合を含む。)の認定が別表第一第一百四十二号の規定による申請又は当該交通手段再構築実証事業の同条第二項第二号の実施主体(以下この条において「協定締結実施主体」という。)又は当該交通手段再構築実証事業計画に定められた同法第二十九条の四第一項に規定する交通手段再構築実証事業の同条第二項第二号の実施主体(以下この条において「実施主体」という。)については、当該地域旅客運送サービス継続事業に係る同法第二十七条の三第一項の規定による申請若しくは当該地域公共交通利便増進実施計画に係る同法第二十七条の十五第一項の規定による申請又は当該交通手段再構築実証事業計画に係る同法第二十九条の四第四項の同意をした者若しくは同項に規定する協定締結実施主体(以下この条において「協定締結実施主体」という。)又は当該交通手段再構築実証事業計画に係る同法第二十九条の七第一項(登録)の自家用有償旅客運送者の登録又は同法第七十九条の七第一項(変更登録等)の変更登録とみなされる場合における地域再生事業計画の同条第二十九条の三の規定により道路運送法第七十九条(登録)の自家用有償旅客運送者の登録又は同法第七十九条の七第一項(変更登録等)の変更登録とみなされる場合における地域再生法第十七条の三十六第十五項の同意をした者については、当該地域住宅団地再生事業計画に係る同条第二十七項の同意を得るための申出を同条第十五項の同意をした者の当該登録又は変更登録に係る申請とみなして、前章及びこの章の規定を適用する。

(電子情報処理組織等を使用した登記等の申請等)

第三十五条 登記等を受ける者は官庁若しくは公署が電子情報処理組織を使用して当該登記等の申請又は嘱託を行った場合には、当該登記等の申請又は嘱託は、書面により行われたものとみなして、この法律その他登録免許税に関する法令の規定を適用する。

法令の規定を適用する。

前項に規定する場合において、第四条第二項(建物の床面積の増加に係る登記の登録税の免除)の規定による登記税は、同年八月一日以後最初に受け登記等につき課されるべき登記免許税について適用し、同日前に受けた登記等につき課した又は課すべきであった登記税については、なお従前の例による。

(建物の床面積の増加に係る登記の登録税の免除)

第三条 所有権の登記のある建物につき昭和四十二年七月三十一日以前に受け登記の登録税は、同年八月一日以後最初に当該建物について権利に関する登記の申請又は公署の嘱託を含む。(以下同じ。)をするときは、前条の規定にかかわらず、納付することを要しない。

(不服申立て等に係る免許等についての課税の特例)

第六条 前条の規定の適用がある場合を除き、同条に規定する登記等の申請をした者が昭和四十年七月三十一日以前に当該申請に係る処分を受けたことにより不服申立て又は訴えの提起を

第三十四条の五 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)第(認定等が鉄道事業の許可等とみなされる場合の取扱い)

二十七条の二第一項(地域旅客運送サービス継続事業の実施に規定する地域旅客運送サービス継続実施計画の同法第二十七条の三第二項(地域旅客運送サービス継続実施計画の認定))の認定若しくは同法第二十七条の十四第一項(地域公共交通利便増進事業の実施)(同法第二十九条の九(鉄道事業再構築事業等に関する規定の準用))において準用する場合を含む。)に規定する地域公共交通利便増進実施計画の同法第二十七条の十五第二項(地域公共交通利便増進実施計画の認定)の準用)において準用する場合を含む。)に規定する地域公共交通利便増進実施計画の同法第二十七条の十五第二項(一般旅客定期航路事業の許可)の一般旅客定期航路事業の許可

四 别表第一第一百三十三号 海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)第三条第一項(公表が自家用有償旅客運送者の登録とみなされる場合の取扱い)

第三十四条の六 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第十七条の三十六第一項(地域住宅団地再生事業計画の作成)に規定する地域住宅団地再生事業計画の同条第二十九項(同法第三十項において準用する場合を含む。)の規定により当該各号に定める登記等とみなされる場合における同法第二十七条の二第三項の同意をした者若しくは同法第七条の十四第四項の同意をした者若しくは同項に規定する協定締結実施主体(以下この条において「協定締結実施主体」という。)又は当該交通手段再構築実証事業の同条第二項第二号の実施主体(以下この条において「実施主体」という。)又は当該交通手段再構築実証事業計画に係る同法第二十七項の同意を得るための申出を同条第十五項の同意をした者の当該登記又は変更登録に係る申請とみなして、前章及びこの章の規定を適用する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

4 前項の場合(登記の申請に必要な情報の全部を記録した磁気ディスクを提出して登記の申請又は嘱託を行った場合に限る。)において、当該登記につき課されるべき登記免許税の額に相当する登記免許税を第二十一条から第二十三条までの規定により国に納付するときは、第二十一条中「当該登記等に係る登記官署等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と当該登記等の申請又は嘱託をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(以下「電子情報処理組織」という。)を使用して」とあり、及び第二十三条第一項中「電子情報処理組織を使用して」とあるのは、「磁気ディスクを提出して」と読み替えて適用するものとする。

5 第二項の規定は、第三項に規定する場合について準用する。

附 則

3 别表第一第一百二十号 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第三条第一項(許可)の第一種鉄道事業、第二種鉄道事業若しくは第三種鉄道事業の許可又は軌道法(大正八年(申請の方法))の軌道事業の特許

2 别表第一第一百四十二号 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第四条第一項(一般旅客自動車運送事業の許可)の一般旅

客自動車運送事業の許可又は同法第十五条第一項(事業計画の変更)の事業計画の変更の認可

三 别表第一第一百二十五号の三 道路運送法第七十九条(登記)の自家用有償旅客運送者の登記又は同法第七十九条の七第一項(変更登録等)の変更登録(登記等)の変更登録

四 别表第一第一百三十三号 海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)第三条第一項(一般旅客定期航路事業の許可)の一般旅客定期航路事業の許可

たものとみなして、この法律その他登録免許税に関する法令の規定を適用する。

4 前項の場合(登記の申請に必要な情報の全部を記録した磁気ディスクを提出して登記の申請又は嘱託を行った場合に限る。)において、当該登記につき課されるべき登記免許税の額に相当する登記免許税を第二十一条から第二十三条までの規定により国に納付するときは、第二十一条中「当該登記等に係る登記官署等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と当該登記等の申請又は嘱託をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(以下「電子情報処理組織」という。)を使用して」とあり、及び第二十三条第一項中「電子情報処理組織を使用して」とあるのは、「磁気ディスクを提出して」と読み替えて適用するものとする。

5 第二項の規定は、第三項に規定する場合について準用する。

附 則

(経過規定の原則)

第一条 この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の登記免許税法(以下「新法」という。)の規定は、昭和四十二年八月一日以後に受け登記等につき課されるべき登記免許税について適用し、同日前に受けた登記等につき課した又は課すべきであった登記税については、(建物の床面積の増加に係る登記の登録税の免除)

2 别表第一第一百四十二号 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第四条第一項(一般旅客自動車運送事業の許可)の第一種鉄道事業、第二種鉄道事業若しくは第三種鉄道事業の許可又は軌道法(大正八年(申請の方法))の軌道事業の特許

3 登記を受ける者は官庁若しくは公署が不動産登記法(平成十六年法律第一百一十三号)第十条(申請の方法)(他の法令において準用する場合を含む。)の規定により磁気ディスクを提出して登記の申請又は嘱託を行った場合に、当該登記の申請又は嘱託(当該磁気ディスクに係る部分に限る。)は、書面により行われたことを要しない。

(不服申立て等に係る免許等についての課税の特例)

第六条 前条の規定の適用がある場合を除き、同条に規定する登記等の申請をした者が昭和四十年七月三十一日以前に当該申請に係る処分を受けたことにより不服申立て又は訴えの提起を

第一条 この法律は、公布の日から施行する。	附 則 (昭和五六年五月一〇日法律第五号) 抄	二条及び第二十三条の規定 公布の日
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	附 則 (昭和五五年五月三一日法律第七号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	附 則 (昭和五六年五月二二日法律第四号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	附 則 (昭和五六年四月二五日法律第二号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	附 則 (昭和五六六年六月一一日法律第六二号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律は、銀行法(昭和五六年法律第五十九号)の施行の日から施行する。	附 則 (昭和五六六年六月一一日法律第六二号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	附 則 (昭和五六六年六月一一日法律第六二号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。	附 則 (昭和五六六年六月一八日法律第八号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。	附 則 (昭和五六六年六月一八日法律第八号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律は、昭和五七年一月八日法律第一号)抄	附 則 (昭和五七年一月八日法律第一号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律は、昭和五七年四月一日から施行する。	附 則 (昭和五九年八月一〇日法律第七一号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。	附 則 (昭和六〇年六月一五日法律第六六号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。	附 則 (昭和六〇年一月六日法律第九五号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十年一月一日から施行する。	附 則 (昭和六〇年一二月二〇日法律第	(施行期日)

条までの改正規定、同法第十章第三節中同条の次に一条を加える改正規定、「第五節罰則」を「第四節罰則」に改める改正規定、同法第一百四十三条及び第一百四十五条から第百四十八条までの改正規定並びに同法附則第五条、第六条及び第八条の改正規定並びに第十四条、第五条第九号、第三十二条第七項及び第三十四条第四項の改正規定並びに附則第三条、第四条、第六条及び第十六条の規定、附則第十七条の規定（前号に掲げる改正規定を除く）、附則第十八条の規定（前号に掲げる改正規定を除く）、附則第十九条及び第二十条の規定、附則第二十一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く）並びに附則第二十二条の規定 平成三年四月一日

附 則（平成元年一二月二二日法律第九一号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成元年一二月二二日法律第九二号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二年三月三〇日法律第六号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成三年四月一日から施行する。

附 則（平成二年六月二七日法律第五二号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二年十月一日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二年六月二九日法律第六二号）抄

			附 則 (平成三年三月一五日法律第三百二十九号)抄
		(施行期日)	第一条 この法律は、平成三年四月一日から施行する。
		附 則 (平成四年五月二九日法律第六五号)抄	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
		(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
		附 則 (平成三年四月二六日法律第四五号)抄	第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
		(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
		附 則 (平成三年四月二六日法律第四六号)抄	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
		(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
		附 則 (平成三年五月二一日法律第六六号)抄	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
		(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
		附 則 (平成三年五月一五日法律第七五号)抄	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
		(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
		附 則 (平成四年五月六日法律第三九号)抄	第一条 この法律は、平成四年二月一日から施行する。ただし、第二条並びに附則第三条、第四条、第六条及び第七条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
		(施行期日)	第一条 この法律は、平成四年十月一日から施行する。
		附 則 (平成四年五月二九日法律第六四号)抄	第一条 この法律は、平成四年五月二九日法律第六四号)抄
		(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
		附 則 (平成六年六月二九日法律第五五号)抄	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
		(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
		附 則 (平成四年五月二九日法律第六五号)抄	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
		(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
		附 則 (平成五年一月一九日法律第九〇号)抄	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一條 この法律は、平成六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中健康保険法第二十三条の改正規定、同法第二十三条规定、同法第七十一条ノ四の改正規定及び同法第七十六条の改正規定（同法附則第三条、第五条、第八条及び第九条第六項の改正規定を含む。）並びに第二条中船員保険法の目次の改正規定（福祉施設）を「福祉事業」に改める部分に限る。）、同法第三章の事業名の改正規定、同法第二十三条第二項の改正規定、同法第五十条ノ四の改正規定、同法第五章第九節の節名の改正規定（保健施設）を「保健事業」に改める部分に限る。）、同法第五十九条ノ一第一項の改正規定及び同法第六十条の次に一項を加える改正規定並びに第三条中国民健康保険法の目次の改正規定（保健施設）を「保健事業」に改める部分に限る。）、同法第六章の章名の改正規定、同法第八十二条の改正規定及び同法第一百六条の次に一条を加える改正規定並びに第四条中老人保健法第五条の改正規定、同法第二十二条の改正規定及び同法第二十五条に一項を加える改正規定並びに附則第三十条の規定並びに附則第五十六条の規定並びに附則第六十一条の規定（その他の経過措置の政令への委任）

第六十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成六年六月二九日法律第七六号抄）
(施行期日)
二 第二十四条、第二十五条第一項、第二十六条第一項、第二十八条第一項ただし書、第三十三条、第三十四条第一項及び第二項、第三十五条の二第一項、第六十五条第二項、第一百四十三条から第一百四十六条まで、第一百四十七条第一項、第一百四十八条、第一百四十八条の二第一項、第一百四十九条から第一百五十条まで、

(施行期日) **附 則** (平成一〇年一〇月一六日法律第一二六号) 抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成一〇年一〇月一六日法律第一二六号)
（経過措置）
第二条 この法律による改正前の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出团体に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、船主相互保険組合法、地方税法、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証保険法、地震保険に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の合併及び転換に関する法律、外国証券業者に関する法律、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、金融先物取引法、前払式証票の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るために麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行法、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律又は金

融システム改革のための関係法律の整備等に於ける法律（以下「旧担保附社債信託法等」という。）の規定により内閣総理大臣その他の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、この法律による改正後の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に於ける法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券投資法、損害保険料率算出団体に於ける法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に於ける法律、船主相互保険組合法、地方税法、証券投資信託及び証券取扱法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、自動車損害賠償保険法、農業信用保証保険法、地震保険に於ける法律、法人に於ける法律、金融機関の合併及び転換に関する法律、外国証券業者に於ける法律、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金法、農業信用保証保険法、地震保険に於ける法律、登録免許税法、金融機関の合併及び転換に関する法律、抵当証券業の規制等に於ける法律、金融先物取引法、前払式証票の規制等に於ける法律、保険法、銀行法、貸資金業の規制等に於ける法律、有価証券に於ける投資顧問業の規制等に於ける法律、抵当証券業の規制等に於ける法律、精神薬取締法等の特例等に於ける法律、特定債権等に於ける事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に於ける法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関等の更生手続の特例等に於ける法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に於ける法律、日本銀行法、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に於ける法律、特定目的会社による特定資産の流動化に於ける法律又は金融システム改革のための関係法律の整備等に於ける法律（以下「新担保附社債信託法等」という。）の相当規定に基づいて、金融再生委員会その他の国相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

(その他の経過措置の政令への委任)

(その他の経過措置の政令への委任)
第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年十月一日から施行する。

施行期日　　**一条**　この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで　略

四　次に掲げる規定　平成十五年十月一日

イから三まで　略

本　第五条中登録免許税法第五条第六号の改
三規定、同二項第一項第二句の文三規定（前項

第一項（業務の特例）に規定する業務のうち（農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十四号）第十九条第一項第一号、第二号又は第四号（業務の範囲）に規定する事業又は」とする。新登録免許税法第十七条の規定は、施行日以後に新登録免許税法別表第一第一号（九）イからホまでに掲げる仮登記を受けた者が、同号に掲げる不動産について、当該仮登記に基づき施設行日以後に受ける所有権の承認書によ多云の

(政令への委任)
第一百三十六条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一五年五月一六日法律第四号) 拝
(施行期日)

附則（平成十四年八月一日法律第一〇三号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、第九条及び附則第八条から第十九条までの規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則
(平成一四年二月三日法律第
一五二号) 抄

第一条 この法律は、行政手続等における情報通
(施行期日)

信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の施行の日から施行する。

（登録免許税に関する経過措置）

團内において政令で定める日までの間ににおける納付すべき登録免許税についての第四十六条の

規定による改正後の登録免許税法（以下この条において「新登録免許税法」という。）第二十

四条の二の規定の適用については、同条第一項中「第二十一条から前条までに定める方法によ

るほか、財務省令で定める方法により国に納付することができる」とあるのは、「第二十一条

から前条までに定める方法により国に納付しなければならぬ、「ことし、新登録免許脱去第二十

に於けるかの如き」。——新舊鉄道規程第二
六条第四項並びに第三十一条第六項及び第七項
の規定は、適用しない。

(その他の経過措置の政令への委任)
の規定は適用しない

第五条 前三条は定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成十四年二月三日法律第一五七号）抄

第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。

る。附則（平成一五年三月三一日法律第八号）抄

（政令への委任）

第一百三十六条 附則第二条から前条までに定めるもののか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一五年五月一六日法律第四百三十六条）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八条から第二十七条まで及び第二十九条から第三十六条までの規定は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年五月三〇日法律第四百三十九条）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成一五年五月三〇日法律第四百四十一条）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十九条 この法律に規定するもののか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一五年六月六日法律第六七二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十九条 この法律に規定するもののか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一五年六月六日法律第六七三条）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、附則第二十八条の規定は公布の日から、第二条、次条、附則第三条、附則第五条、附則第六条、附則第八条から第十条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則第五十条、附則第五十一条、附則第五十二条及び附則第五十三条（金融庁設置法（平成十年法律第二百三十三号）第四条第十八号の改正規定に限る。）の規定は平成十八年一月一日から施行する。

（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）

第四十三条 第二条の規定の施行の日以後に附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる第二条の規定による改正前の公認会計士法第十七条の規定による会計士補の登録を受ける者については、前条の規定による改正前の登録免許税法別表第一第二十三号（四）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号（四）中「公認会計士法（昭和二十三年法律第二百三十六号）」

十七 第四条中登録免許税法別表第一第四十七条号の二及び第四十八条号の改正規定（同号（二）に掲げる登録に係る部分に限る。）電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律（平成十六年法律第四十七号）附則第一条第三号に定める日

十八 第四条中登録免許税法別表第一に次のようすに加える改正規定（同表第五十四号に係る部分に限る。）警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）の施行の日

（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）

第十四条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第四条の規定による改正後の登録免許税法（以下この条において「新登録免許税法」といいう。）の規定は、施行日以後に受ける登記又は登録に係る登録免許税について適用し、施行日前に受けた登記又は登録に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新登録免許税法別表第一第二十九号の三、第二十九号の五から第二十九号の十三まで、第三十号の二、第三十号の三、第三十一号の二、（三）、第三十三号の二（二）、第三十三号の三、第三十四号（三）若しくは（四）、第三十四号の三（二）若しくは（三）、第三十四号の四、第三十四号の五、第三十四号の六（二）若しくは（三）、第三十四号の八、第三十四号の九、第四十号の三、第四十号の四、第四十号の六、第四十二号（三）、第四十三号（三）、第四十三号の二（二）、第四十四号（二）若しくは（三）、第四十五号（二）、第四十五号の三（二）若しくは（三）、第四十六号（二）、第四十六号の二、第四十七号の二（二）、第四十八号（三）から（六）まで、第四十八号の四又は第五十一号から第五十三号までに掲げる登録（第八項の規定により読み替えて適用される同表第四十号の五に掲げる登録を含む。）の申請書を施行日前に当該登録の事務をつかさどる官署又は団体に提出した者が施行日以後に当該申請書に係る登録を受ける場合は、新登録免許税法第二十四条の二の規定は、適用しない。

3 公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律（平成十五年法律第一百一号。以下この項及び第五項において「厚生労働省関係法律整備法」という。）附則第五条第二項の規定により厚生労働省関係法律整備法第四条の規定による改正後の労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十四条、

第三十八条第一項、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十四条の二第一項、第六十五条第一項又は第七十五条第三項の規定による登録を受けているものとみなされている者が厚生労働省関係法律整備法の施行の日以後最初に受けたこれらの規定による登録（施行日以後に受けたものに限る。）は、それぞれ新登録免許税法別表第一第二十九号の十二に掲げる登録とみなして、新登録免許税法の規定を適用する。

四 新登録免許税法別表第一第二十九号の十二（二）、第二十九号の十三、第三十号の二、第四十七号の二（二）、第四十八号（三）から（五）まで又は第四十八号の四に掲げる登録の申請書を施行日前に当該登録の事務をつかさどる官署又は団体に提出した者が施行日以後に当該申請書に係る登録を受ける場合において、当該申請書の提出に際し当該登録に係る手数料の納付をしているときは、当該納付をした手数料の額は、新登録免許税法の規定により納付すべき登録免許税の額の全部又は一部として納付したものとみなして、新登録免許税法の規定を適用する。

五 厚生労働省関係法律整備法附則第六条第二項の規定により厚生労働省関係法律整備法第五条の規定による改正後の作業環境測定法（昭和五十一年法律第二十八号）第五条又は第四十四条第十年法律第二十八号）第五条又は第四十四条第一項の規定による登録を受けているものとみなされている者が厚生労働省関係法律整備法の施行の日以後最初に受けたこれらの規定による登録（施行日以後に受けたものに限る。）は、それぞれ新登録免許税法別表第一第二十九号の十三（二）に掲げる登録とみなして、新登録免許税法の規定を適用する。

六 施行日から平成十八年三月三十一日までの間に受ける新登録免許税法別表第一第三十号の二に掲げる登録に係る同号の規定の適用について（二）又は（三）中「十五万円」とあるのは、「三万円」と同号（三）中「三万円」とあるのは、「一万円」ととする。

七 新登録免許税法別表第一第三十四号の六（二）又は（三）に掲げる登録の申請書を平成十七年一月一日前に当該登録の事務をつかさどる官署又は団体に提出した者が施行日から平成十七年六月三十日までの間に当該申請書に係る登録を受ける場合は、当該登録については、登録免許税を課さない。

八 施行日から附則第一条第十二号に定める日の前日までの間に受ける新登録免許税法別表第一

附 則　（平成一七年四月三日法律第二百二十九号）抄

（施行期日）
第一條　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則　（平成一七年五月二日法律第三十九号）抄

（施行期日）
第一條　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)
第八条　附則第三条第一項に規定する者及び同条第二項の規定により從前の例による衛生検査技師の免許を受ける者については、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）第五条の規定による改正前の登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第一二十三号（六）の規定は、なおその効力を有する。

附 則　（平成一七年五月六日法律第四〇号）抄

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則　（平成一七年五月二〇日法律第四五号）抄

（施行期日）
第一条　この法律は、平成十七年十一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに次条から附則第四条まで及び附則第八条から第十二条までの規定（公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日）

附 則　（平成一七年五月二〇日法律第四六号）抄

けた者が、施行日以後に受ける新登録免許税法別表第一「五百五十二号」(一)に掲げる登録に係る同号(一)の規定の適用については、同号(二)中「登録及び同法第四十九条第一項(測量士及び測量士補の登録)の測量士が受ける登録」とあるのは「登録」と、「九万円」とあるのは「三万円」とする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二百十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年五月一七日法律第三百二十二条)抄

(施行期日) 七号

第一条 この法律は、平成十八年七月一日から施行する。

附 則 (平成一八年五月一七日法律第三百二十二条)抄

(施行期日) 八号

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中港湾法第五十六条の二の二の改正規定、同条の次に十八条を加える改正規定並びに同法第五十六条の三第二項及び第四項並びに第六十一条から第六十三条までの改正規定並びに第三条の規定並びに附則第六条、第八条、第九条、第十条第一項、第十一條、第十二条、第十七条、第十九条及び第二十条の規定 平成十九年四月一日

附 則 (平成一八年五月一九日法律第四百二十二条)抄

(施行期日) 〇号

第一条 この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

三 第二条中道路運送車両法の目次の改正規定、同法第二十二条の見出しの改正規定及び同条に四項を加える改正規定、同法第九十六条の四第一項の改正規定、同法第六章の二の次に一章を加える改正規定、同法第一百条第一項の改正規定、同法第一百二条第一項及び第二項の改正規定(同条第一項第一号の改正規定を除く)、司法第一百七条第七号の改正規定、

同法第百十条第一項の改正規定（同項第三号中「第九十六条の九」の下に「（第九十六条の十九において準用する場合を含む。）」を加える部分及び同項第十号に係る部分に限る。）並びに同法第百十三条の改正規定並びに附則第十六条及び第二十六条（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一（第百二十四号の改正規定に限る。）の規定）公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則（平成一八年六月一四日法律第六六号）抄
この法律は、平成十八年証券取引法改正法の施行の日から施行する。
附 則（平成一八年六月二一日法律第八〇号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。
附 則（平成一八年六月二一日法律第八三号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 第十条並びに附則第四条、第三十三条规定
二 第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二項、第一百五条、第一百二十四条並びに第一百三十一条から第一百三十三条までの規定
三 二から四まで 略
五 第四条、第八条及び第二十五条並びに附則第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第二項、第十九条から第三十一条まで、第八十八条、第八十二条、第八十八条、第九十二条、第一百一条、第一百四条、第一百七条、第一百八条、第一百十五条、第一百六条、第一百八十八条、第一百二十九条並びに第一百二十九条の規定 平成二十年十月一日
（処分、手続等に関する経過措置）
第一百三十二条 この法律の施行前に改正前のそれの法律（これに基づく命令を含む。以下この

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手續がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三百三十三条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一八年一二月二〇日法律第六一四号抄）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び 二 略

三 第三条の規定並びに附則第十六条、第四十条、第四十二条及び第六十五条の規定（施行日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日）おいて政令で定める日から施行する。

附 則（平成一九年三月三〇日法律第六号抄）

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 から 六まで 略

七 次に掲げる規定（信託法（平成十八年法律第一百八号）の施行の日）

イから二まで 略
本 第五条中登録免許税法第十四条第一項の
改正規定、同法別表第一第三号の改正規定
定、同表第二十八号の次に次のように加え
る改正規定、同表第三十五号（九）の改正
規定、同表第三十八号の改正規定及び同表
第三十九号の改正規定

（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）

第五十一条 第五条の規定による改正後の登録免
許税法（第十四条第一項、別表第一第三号、同
表第二十八号の二、同表第三十五号（九）及び
同表第三十八号を除く。）の規定は、施行日以
後に受けた登記、登録又は認定に係る登録免許
税について適用し、施行日前に受けた登記、登
録又は認定に係る登録免許税については、なお
従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第一百五十八条 この附則に規定するもののほか、
この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令
で定める。

**附 則（平成一九年五月一一日法律第三
六号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から施
行する。ただし、第一項中産業活力再生特別
措置法第二条に五項を加える改正規定（同章第
二十項及び第二十一項に係る部分に限る。）及び
同法第四章中第三十三条を第五十七条とし、
同条の次に一節を加える改正規定（同章中第三
十三条を第五十七条とする部分を除く。）並び
に附則第九条及び第十二条の規定は、公布の日
から起算して一年六月を超えない範囲内におい
て政令で定める日から施行する。

（政令への委任）

第九条 附則第二条から前条までに定めるものの
ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置
は、政令で定める。

（調整規定）

更（整備法第三条第一項ただし書に規定する定款の変更に基づく名称の変更を含む。）を行ふ場合の登記で次に掲げるもの

イ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百一一条第二項第二号に掲げる事項の変更の登記並びに同項第四号、第七号及び第九号から第十七号までに掲げる事項（同項第四号に掲げる事項にあっては、「一般社団法人の存続期間に限る。」）の変更の登記（同項第二号に掲げる事項の変更の登記と併せてするものに限る。）

ロ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百十二条第二項第一号に掲げる事項の変更の登記

ハ 整備法第二十二条第四項に規定する登記整備法第一百三十三条第一項の規定により一般社団法人又は一般財団法人が整備法第四十五条の認可を取り消され整備法第四十二条第二項に規定する特例民法法人（次号において「特例民法法人」という。）となる場合における当該一般社団法人又は一般財団法人の解散の登記

五 次に掲げる場合における登記等に係る名義人の名称の変更の登記等

イ 整備法第二十五条第二項に規定する特例無限責任中間法人が整備法第三十二条の規定による手続を終了して一般社団法人となる場合

ロ 特例民法法人が整備法第四十四条の認定を受けて公益社団法人又は公益財団法人となる場合

ハ 特例民法法人が整備法第四十五条の認可を受けて通常の一般社団法人又は一般財团法人となる場合

二 前二号に規定する場合のいずれかに該当するとき。

（この法律の公布の日が平成二十年四月一日後となる場合における経過措置）

第一百十九条の二 この法律の公布の日が平成二十一年四月一日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に關する必要な事項（この附則の規定の読み替えを含む。）その他のこの法律の円滑な施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。（その他の経過措置の委任）

第一百二十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則		(平成二〇年五月一一日法律第二十六)
(施行期日)	抄	第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。
附 則	(平成二〇年五月一三日法律第三)	第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
九号	抄	附 則 (平成二〇年五月三〇日法律第四)
(施行期日)	七号	抄
(施行期日)	八号	附 則 (平成二〇年五月三〇日法律第四)
(施行期日)	九号	抄
(施行期日)	抄	第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則	(平成二〇年五月三〇日法律第四)	第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則	(平成二〇年六月六日法律第五二)	第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(施行期日)	五号	附 則 (平成二〇年六月六日法律第五三)
(施行期日)	抄	第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則	(平成二〇年六月六日法律第六)	第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
五号	抄	(施行期日)
五号	抄	(施行期日等)
五号	抄	附 則 (平成二一年三月三一日法律第七)
(施行期日)	三号	附 則 (平成二一年三月三一日法律第一)
(施行期日)	抄	第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第五条並びに附則第五条第三項から第六項まで及び第七条から第十五条までの規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(その他の経過措置の政令への委任)	第一条	第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。
(税制の抜本的な改革に係る措置)	第二百四条	第一条 この法律の公布の日が附則第一条本文による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に必要な事項(この附則の規定の読み替えを含む)その他のこの法律の円滑な施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
(税制の抜本的な改革に係る措置)	第二百三条	第一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。

3 前項の改革を具体的に実施するための施行期日等を法制上定めるに当たっては、景気回復過程の状況、国際経済の動向等を見極め、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとするものとし、当該改革は、不断に行政改革を推進すること及び歳出の無駄の排除を徹底することに一段と注力して行われるものとする。

第一項の措置は、次に定める基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて講じられるものとする。

一 個人所得課税については、格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から、各種控除及び税率構造を見直し、最高税率及び給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、給付付き税額控除（給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組みその他これに準ずるもの）を用いる。の検討を含む歳出面も合わせた総合的な取組の中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討すること並びに金融所得課税の一體化を更に推進すること。

二 法人課税については、国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベース（課税標準とされるべきものの範囲をいう。第五号において同じ。）の拡大とともに、法人の実効税率の引下げを検討すること。

三 消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額が制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用に充てられることが予算及び決算において明確化されることを前提に、消費税の税率を検討すること。その際、歳出面も合わせた視点に立つて複数税率の検討等の総合的な取組を行うことにより低所得者への配慮について検討すること。

四 自動車関係諸税については、簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制の在り方及び暫定税率（租税特別措置法及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則に基づく特例による税率をいう。）を含む税率の在り方を

(政令への委任)

(政令への委任)
第十三条 この附則に規定するもののほか、この法律(附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行に関し必要な

条第一号に掲げる規定の施行の日前である場合には、前条の規定は、適用しない。
(政令への委任)

第四条 (登録免許税法の一部改正に伴う調整規定)
この法律の施行の日が福島復興再生特

(政令への委任)
第二十七条 この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則
（平成二四年四月六日法律第二七号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二四年六月二七日法律第四
七号）抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

四 附則第十七条、第二十一条から第二十六条 一から三まで 略

まで、第三十七条、第三十九条、第四十一条から第四十八条まで、第五十条、第五十五条ま、第六二二条、第六二二二条、第六二二三

第六十一条 第六十五条 第六十七条
第七十一条 及び 第七十八条の規定 施行日から起算して十月を超えない範囲内において政

令で定める日
附 則（平成二四年八月一〇日法律第五

(施行期日) 七号抄

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二四年八月二二日法律第六七号）抄

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日、施行する。

附則（平成二四年九月五日法律第七六
第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日
定は 当該名号は定める日から施行する。）

(施行期日) 号抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

旅 行 管 球
附 則 (平成二四年九月五日法律第八四号)
抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月

施行する。
を超えない範囲内において政令で定める日から

(登録免許税法)の一部改正に伴う調整規定)
第四条 この法律の施行の日が福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前である場合には、前条のうち、登録免許税法別表第一第一百二十五条の改正規定中「(流通機能向上事業に係る許認可等の特例)」とあるのは、「(第二項(貨物自動車運送事業法の規定)と、(資源生産性革新計画の変更)の認定又は」を「(資源生産性革新計画の変更の認定又は」を「(資源生産性革新計画の変更)とあるのは、「(総合効率化計画の認定又は」を「(総合効率化計画)と、同表第一百三十九号の改正規定中「(流通機能向上事業に係る許認可等の特例)」とあるのは、「(第二十二条の二第一項若しくは第二項(貨物利用運送事業法の特例)と、「第四十八条第一項の規定」を「第四十八条第一項」とあるのは、「(第二十二条の三第一項若しくは第二項(貨物利用運送事業法の特例)の規定」を「第二十二条の三第一項若しくは第二項(貨物利用運送事業法の第一項若しくは第二項(貨物利用運送事業法の特例)」とする。
2 前項の場合において、福島復興再生特別措置法附則第九条のうち、登録免許税法別表第一第一百二十五号の改正規定中「(第二項)」とあるのは、「(第三十六条)」と、「(総合効率化計画の認定又は」を「(総合効率化計画)」とあるのは、「(資源生産性革新計画の変更)の認定又は」を「(資源生産性革新計画の変更)と、「(は当該許可と)」とあるのは、「(は当該許可とみなす)」と、同表第一百三十九号の改正規定中「(第二十二条の二第一項若しくは第二項)」とあるのは、「(第三十四条第一項)」と、「(第二十二条の三第一項若しくは第二項)」とあるのは、「(第三十五条第一項)」とする。
附 則 (平成二十四年九月一二日法律第八六号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第四条第十三項及び第十八条の規定
二 略
三 第三条並びに附則第七条、第九条から第十一条まで及び第十六条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第四条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十条及び第六十四条の改正規定、第五条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第十九条第二項の改正規定並びに次条並びに附則第二百三十九条、第一百四十三条、第一百四十六条及び第一百五十三条の規定（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二百一十四条 存続連合会が受けける前条の規定による改正前の登録免許税法別表第三の二の二の項の第三欄に掲げる登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。</p> <p>2 存続厚生年金基金が受けける前条の規定による改正前の登録免許税法別表第三の六の項の第三欄に掲げる登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）</p> <p>第二百五十三条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。</p>

<p>附 則 (平成二五年六月二八日法律第七〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二五年一月二七日法律第七八三号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二五年一月二七日法律第七八四号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>

<p>附 則 (平成二五年一月二七日法律第七八三号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二五年一月二七日法律第七八四号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二五年一月二七日法律第七八五号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二五年一月二七日法律第七八六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二五年一月二七日法律第七八七号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>

<p>附 則 (平成二五年一月二七日法律第七八八号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二五年一月二七日法律第七八九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六十四条、第六十六条及び第二百二条の規定は、公布の日から施行する。（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第七十九条 前条の規定による改正後の登録免許税法の規定は、施行日以後に受けれる許可、認定又は登録（附則第六十三条の規定によりなお従前の例による）。</p>

<p>附 則 (平成二五年一月二七日法律第七九〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>

第一条 第三十三條から第三十九条まで、第四十四条、第四十六条並びに第四十八条の規定、附則第五十四条、第五十七条の規定、附則第五十条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十五条第一項の改正規定、同法第五十九条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）第二条第五項第二号の改正規定（同法第五十四条）を「同条第十二項」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める部分に限る。）並びに附則第六十五条、第六十六条及び第七十条の規定 平成二十七年四月一日

、附則第五十二条中登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の二十四の項の改正規定、附則第五十五条及び第五十六条の規定、附則第五十九条の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第六十条の規定 平成二十八年四月一日までの間ににおいて政令で定める日

附 則 (平成二六年六月二五日法律第八四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。
(政令への委任)
第六条 附則第三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。
施行の日から施行する。
附 則 (平成二六年六月二七日法律第九二号) 抄
(施行期日)
この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
附 則 (平成二七年六月二七日法律第二〇六号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成二七年五月二二日法律第二〇六号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成二七年五月二九日法律第三一號) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第一項の規定、第五条中健康保険法第九十一条第二項及び第九十五条第六号の改正規定、同法第一百五十三条第一項の改正規定、同法附則第四条の四の改正規定、同法附則第五条の改正規定、同法附則第五条の二の改正規定、同法附則第五条の三の改正規定並びに同条の次に四条を加える改正規定、第七条中船員保険(余去第二十条第四項)の規定及び同法第八

二 第二条、第五条（前号に掲げる改正規定を除く。）、第七条（前号に掲げる改正規定を除く。）、第九条、第十一条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第十四条の規定並びに附則第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条から第二十五条まで、第三十三条から第四十四条まで、第四十七条规定から第五十一条までで、第五十六条、第五十八条及び第六十四条の規定 平成二十八年四月一日

附 則 （平成二七年六月二十四日法律第四七号）抄

（施行期日）

三 第二条中電気事業法目次の改正規定、同法第三十五条第一項の改正規定、同法第五章の章名の改正規定及び同法第六十六条の二の改正規定並びに第四条、第七条、第十一条及び第十四条の規定並びに次条、附則第二十二条、第六項、第二十八条第五項、第三十五条、第三十六条（附則第十八条第一項及び第四項、第十九条第二項及び第四項、第二十六条第一項及び第四項並びに第三十二条第一項及び第四項に係る部分に限る。）、第三十九条、第四十条、第四十九条、第五十条（第五項を除く。）、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条から第六十二条まで、第六十三条（第四項を除く。）、第六十四条から第六十八条まで及び第七十六条の規定、附則第七十七条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、附

則第七十八条第七項から第十項までの規定、附則第八十三条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、附則第八十四条の規定並びに附則第八十五条中登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一（百三号の改正規定）公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日
五 第二条の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）及び第五条の規定並びに附則第十二条から第十五条まで、第十七条、第二十条、第二十一条、第二十二条（第六項を除く。）第二十三条から第二十五条まで、第二十七条（附則第二十四条第一項に係る部分に限る。）、第二十八条（第五項を除く。）、第二十九条から第三十一条まで、第三十三条、第三十四条、第三十六条（附則第二十二条第一項及び第三項、第二十三条规定第一項、第二十四条第一項、第二十五条、第二十八条第一項及び第二项、第二十九条第一項、第三十条第一項及び第三十一条に係る部分に限る。）、第三十七条、第三十八条、第四十一条（第四項を除く。）、第四十二条、第四十三条、第四十五条（第四号から第六号までに係る部分に限る。）、第四十六条（附則第四十三条及び第四十五条（第三中法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三百四十九条の三第三項及び第七百一条の三十四第三項第十七号の改正規定、附則第七十八条第一項から第六項まで及び第七十九条から第八十二条までの規定、附則第八十三条中法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第四十五条第一項の改正規定（同項第二号に係る部分に限る。）、附則第八十五条中登録免許法別表第一第一百一号の改正規定及び同表第四号（八）の改正規定、附則第八十七条の規定、附則第八十八条中電源開発促進税法（昭和四十九年法律第七十九号）第二条第三号イの改正規定（「発電量調整供給」を「電力量調整供給」に改める部分に限る。）並びに附則第九十条から第九十五条まで及び第十九十七条の規定

おいて準用する商業登記法第百四十五条」と読み替える」に改める部分を除く。)並びに同法正規定及び同法第二十五条の改正規定(「第二十三条の二まで、」を「第十九条の三まで(登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例)、第二十一条から」に、「第十五号及び第十六号」を「第十四号」に改める部分を除く。)第三十二条中投資信託及び投資法人に関する法律第九十九条第一項の改正規定(「第三百五十五条第一項本条及び第四項」の下に「から第六項まで」を加える部分を除く。)同法第一百六十四条第四項の改正規定、同法第一百六十六条第二項第八号の次に一号を加える改正規定、同法第一百七十七条の下に「同法第一百四十六条の二中「商業登記法」と、同法第二十四条第七号中「若しくは第三十条第二項若しくは」とあるのは「若しくは」とを削り、「第一百七十五条」との下に「同法第一百四十五条」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一百七十七条において準用する商業登記法」と改める部分に限る。)同法第一百四十五条の次に五条を加える改正規定、同法第六十五条第二項、第七十四条から第七十六条まで及び第七十七条第四項の改正規定、同法第八十五条の改正規定、同法第四十六条第一項の改正規定、同法第七章第七節中第四十八条の八十七条の四第四項の改正規定並びに同法第九十一条第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、第三十六中労働金庫法第七十八条から第八十条まで及び第八十一条第四項の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)、第三十八条中金融機関の合併及び転換に関する法律第六十四条第一項の改正規定、第四十条の規定(同条中協同組織金融機

項」とあるのは「保険業法第五十三条の十二第二項」と、同法第一百四十六条の二中「商業登記四項」と、同法第一百四十五条と、同法第一百四十八条百五号)第六十七条において準用する商業登記法(「とあるのは「保険業法(平成七年法律第百四十四条第一項並びに第九十六条の十四第一項及び第二項の改正規定、同法第九十六条の十六第四項の改正規定(「並びに」を「及び」に改め、「及び第四項」を削る部分に限る)、同法第一百六十九条の五第三項を削る改正規定、同法第一百七十二条及び第一百八十三条第二項の改正規定、同法第二百六十六条の改正規定(「並びに」を「及び」に改め、「及び第四項」を削る部分に限る)、同法第一百一号及び第二項(印鑑の提出)を削り、「第一号」に改める部分及び「において」の下に「、同法第十二条第一項第五号中「会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」と)を加える部分を除く)並びに同法第三百三十三条第一項第十七号の次に「号を加える改正規定、第四十三条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(百六十二条第一項後段を削る改正規定、同法第三百五十五条第一項後段を削る改正規定、第四十五条中資産の流動化に関する法律の改正規定(「第二十二条第二項第七号の次に「号を加える改正規定、同法第三百三十五条第一項後段及び第三百五十五条第一項後段を削る改正規定、同法第一百八十三条第一項の改正規定(「第二十七条」を「第十九条の三」に、「印鑑の提出」を)、第二十一条から第二十七条まで(「に改める部分、「同法第二十四条第七号中「書面若しくは第三十一条第二項若しくは第三十一条第二項に規定する譲渡人の承諾書」とあるのは「書面」と)を削る部分及び「準用する会社法第五百七条第三項」と)の下に「同法第一百四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)」第百八十三条第一項において準用する商業登記法(「資産の流動化に関する法律(百八十三条第一項において準用する商業登記法第百四十五条」

と」を加える部分を除く。) 及び同法第三百六条第一項第十七号の次に一号を加える改正規定、第四十八条の規定、第五十条中政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第十五条の三の改正規定(「第三項を除く。」)を削る部分に限る。)、第五十二条、第五十三条及び第五十五条の規定、第五十六条中酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七条第二項各号」とを削る部分に限る。)、同法第三十九条、第五十六条第六項、第五十七条及び第六十七条から第六十九条までの改正規定、同法第七十八条の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)並びに同法第八十三条の改正規定並びに同法第九十三条の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)、第七十一条中医療組合法第八十三条から第八十三条まで及び第九十条第四項の改正規定並びに同法第九十二条の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)、第七十七条中農業協同組合法第四十六条の三の六及び第七十条の二十一第六項の改正規定並びに同法第九十三条の改正規定(同条第四号中「第五十二条の三」を「第五十一条の三第一項」に改める部分を除く。)、第七十七条の規定、第八十条中農村負債整理組合法第二十四条第一項の改正規定(第十七条(第三項ヲ除ク)を「第十七条」に改める部分に限る。)、第八十一条中農業協同組合法第三十六条第七項の改正規定、同法第四十三条の六の次に一条を加える改正規定、同法第四十三条の七第三項の改正規定及び同法第一百一条第一項第四十号の次に一号を加える改正規定、第八十三条中漁船損害等補償法第七十一条から第七十三条までの改正規定及び同法第八十三条の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)、第八十七条中森林組合法第五十条第七項の改正規定、同法第六十条の三の次に一条を加える改正規定、同法第六十条の四第三項及び第一百条第二項の改正規定並びに同法第一百二十二条第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水規

附則（令和二年三月三一日法律第八号）抄

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

附 則	(令和二年五月二二日法律第三〇 施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	(施行期日)
附 則 (令和二年六月三日法律第三六 号) 抄	第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (令和二年六月一一日法律第四六 号) 抄	第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。
(施行期日)	(施行期日)
第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。
一 第一条中電気事業法目次の改正規定(「電気事業者」を「電気事業者等の」に、「供給命令等」を「災害等への対応」に、「第三十三条」を「第三十四条」に、「第三十四条」を「第三十四条の二」に改める部分に限る。)、同法第二十六条の次に二条を加える改正規定、同法第二十七条第一項の改正規定、同法第二十七条の十二の改正規定、同法第二十七条の二十六第一項の改正規定、同法第二十七条の二十九の改正規定、同法第二章第七節第一款の款名の改正規定、同法第二十八条の改正規定、同法第二十八条の四十第五号の改正規定、同節第五款の款名の改正規定、同法第三十一条の前に見出しを付する改正規定、同節第六款中第三十四条を第三十四条の二とする改正規定、同節第五款に条を加える改正規定、同法第一百二十条第四号の改正規定、第五条の	第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）並びに第六条中電気事業法等の一部を改正する法律附則第十六条第四項の改正規定（第六十六条の十一）を「第六十六条の十」に改める部分に限る。）及び同法附則第二十三条第三項の改正規定並びに附則第六条、第七条、第九条から第十二条まで及び第二十八条の規定定^正（公布の日）

附 則（令和二年六月一二日法律第五〇号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十七条の規定（公布の日）

二 第三条中金融商品取引法第百五十六条の六十三から百第五十六条の六十六までの改正規定、同法第一百五十六条の七十四第一項第一号の改正規定、同法第一百五十六条の七十五の改正規定、同法第一百九十八条の六の改正規定及び同法第二百八条第二十六号の二の改正規定並びに第十四条の規定並びに附則第三条から第十六条まで、第二十条（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第四十九号の改正規定に限る。）、第二十一条（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の十二の項の改正規定に限る。）、第二十五条（金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）第四条第一項第三号ナの改正規定に限る。）及び第二十六条の規定（公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日）

（政令への委任）

第二十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和二年六月一二日法律第五〇号）抄
(施行期日)

四 第一条（建築物のエネルギー消費性能の向

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日)

三二一は
當該各号に定める日から施行する
附則第十九条の規定 公布の日

三説各号に定める日から施行する。

三 第四条の規定（電気事業法第十九条の規定）は、第五款承継（第五十五条の二）を、「第五款 承継（第五十五条の二）」を、「第五款 承継（第五十五条の二）」に第六款認定高額保安装置設置者（第五十五条の三）

（令和五年五月一二日法律第二四
号）少附則（令で定める日）

試定高周波電気炉用語彙者 第五十五章の三
第五十五条の十三)」に改める部分に限
る。同法第三章第二節に一款を加える改正
規定、同法第五十五条の次に一条を加える改正

(施行期日) 第一条

る起算する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

正規法、同法第二十一条第一号の改正規定（第五十五条の二第三項）の下に、同法第五十五条の二を加える部分を限る。同条第五号の改

四 第二十九条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第六条、第七条、第十三条、第十四条及び第十六条から第十八条までの規

正規定及び同条第八号の次に「一号を加える改正規定を除く。」並びに附則第四条、第五条、第八条から第十条まで、第十五条及び第十八

四 条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日
第一條の規定並びに次条並びに附則第三

項の改正規定（「第二十三条」を「第二十一
条の五」に改める部分に限る。）を除く。）、
附則第二十条の規定（中心市街地の活性化に

条、第十二条及び第十三条の規定、附則第十四条中液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第二百二十九号）

に関する法律（平成十年法律第九十二号）第四十条第二項の改正規定（「第二十三條」を「第二十二条の五」に改める部分に限る。）を

四十九号) 第三十七条の六第一項ただし書の改正規定並びに附則第十七条の規定 この法律の施行の日から起算して三年を経過した日

除く)、附則第二十一条の規定、附則第二十二条の規定(流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律)(平成十七年法律第八十五

(政令への委任)
第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関するもの）

号) 第十二条第二項の改正規定を除く。)、附則第二十三条の規定、附則第二十四条の規定(地域公共交通の活性化及び再生に関する法

る経過措置を含む。) は、政令で定める。
附 則 (令和五年三月三一日法律第三
号) 抄

律（平成十九年法律第五十九号）第二十七條の五第二項の改正規定（第十五條第一項）を「第十六條第一項」に改める部分に限る。）

第一条 (施行期日) この法律は、令和五年四月一日から施行する。

、同法第二十七条の十九の改正規定（第十五條）を「第十六条」に改める部分に限る。）及び同法第三十五条第二項の改正規定（第

(政令への委任)
第七十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で

十五条第一項」を「第十六条第一項」に改める部分に限る。)を除く。)、附則第二十五条の規定(観光圏の整備による観光旅客の来訪

附則（令和四年六月二二日法律第七四号）抄

附則（令和五年四月二八日法律第一八号）抄

<p>。) 及び一般財團法人(公益財團法人を除く。 以下この号において同じ。)の登記を含む。)</p> <p>(二) 会社又は相互会社若しくは一般社団法人(以下この号において「一般社団法人等」という。)の登記((三)に掲げる登記を除く。) イ 株式会社の設立の登記(ホ及びトに掲げる登記を除く。)</p>									
<p>。</p>									
<p>(一) 会社の新設合併又は組織変更による株式会社又は合同会社の設立の登記(ホ及びトに掲げる登記を除く。)</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									
<p>。</p>									

くはその設立の取消しの登記	ツ 登記事項の変更、消滅又は廃止の登記(これらの登記のうちいからまでに掲げるものを除く。)	ナ 登記の抹消
(一) 外国会社又は外国相互会社の登記(二) 営業所の設置の登記(三) 営業所を設置していない場合の外国会社の登記又は当該営業所を設置していない外国会社が初めて設置する一の営業所の設置の登記(四) 口に掲げる登記を除く。	ロ 営業所を設置していない場合の外国会社の登記又は当該営業所を設置していない外国会社が初めて設置する一の営業所の設置の登記ハ イ、ロ及びニに掲げる登記以外の登記(五) 会社又は相互会社若しくは一般社団法人等の清算に係る登記(六) 会社の清算に係る登記を含む。	申請件数 一件につき三千円 一件につき六千円
イ 清算人又は代表清算人の登記	申請件数 一件につき九千円 一件につき六千円	申請件数 一件につき六千円
ロ 清算人若しくは代表清算人の職務執行の停止若しくはその取消し若しくは変更又は清算人若しくは代表清算人の職務代行者の選任、解任若しくは変更の登記	申請件数 一件につき九千円 一件につき六千円	申請件数 一件につき九千円 一件につき六千円
ハ 清算の結了の登記	申請件数 一件につき二万円 一件につき二万円	申請件数 一件につき二万円 一件につき二万円
二 登記事項の変更、消滅若しくは廃止の登記(これらの登記のうちいからに掲げるものを除く。)、登記の更正の登記又は登記の抹消	申請件数 一件につき三千円 一件につき六千円	申請件数 一件につき三千円 一件につき六千円
二十一 特定目的会社の登記	申請件数 一件につき二万円 一件につき二万円	申請件数 一件につき二万円 一件につき二万円
二十二 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第三項(定義)に規定する特定目的会社の設立の登記	申請件数 一件につき二万円 一件につき二万円	申請件数 一件につき二万円 一件につき二万円
二十三 登記の抹消	申請件数 一件につき二万円 一件につき二万円	申請件数 一件につき二万円 一件につき二万円
二十四 投資法人的登記	申請件数 一件につき二万円 一件につき二万円	申請件数 一件につき二万円 一件につき二万円
二十五 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第十項(定義)に規定する投資法人の設立の登記	申請件数 一件につき二万円 一件につき二万円	申請件数 一件につき二万円 一件につき二万円
二十六 登記の抹消	申請件数 一件につき二万円 一件につき二万円	申請件数 一件につき二万円 一件につき二万円
二十七 有限責任事業組合契約の登記	申請件数 一件につき一万五千円 一件につき一万五千円	申請件数 一件につき一千円 一件につき一千円
二十八 投資事業有限責任組合契約の登記	申請件数 一件につき六千円 一件につき六千円	申請件数 一件につき二千円 一件につき二千円
二十九 個人の商業登記	申請件数 一件につき一万円 一件につき一万円	申請件数 一件につき一千円 一件につき一千円

(一)個人につきその本店の所在地においてする登記 イ 商号の新設の登記 又はその取得による変更の登記 ロ 支配人の選任又はその代理権の消滅の登記	記 ハ 商法(明治三十二年法律第四十八号)第五条(未成年者登記)又は第六条第一項(後見人登記)の規定による登記	申請件数 一件につき三万円	申請件数 一件につき三万円	申請件数 一件につき三万円	申請件数 一件につき三万円	申請件数 一件につき三万円
三十一年夫婦財産契約の登記 (二)民法(明治二十九年法律第八十九号) 第七百五十六条(夫婦)	申請件数 一千円 き一万八 千円	申請件数 一件につき三万円	申請件数 一件につき三万円	申請件数 一件につき三万円	申請件数 一件につき三万円	申請件数 一件につき三万円
三十二人の資格の登録若しくは認定又は技能証明 (注)社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第十四条の十一の三第一項(紛争解決手続代理業務の付記)の規定により社会保険労務士の登録にする紛争解決手続代理業務試験に合格した旨の付記は、新たに当該登録とみなし、作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八条)第七条(登録)の第二種作業環境測定士の登録を受けている者が、同法第五条(作業環境測定士の資格)の規定により登録とみなす。	申請件数 一件につき六千円 き六千円	申請件数 一件につき六千円 き六千円	申請件数 一件につき六千円 き六千円	申請件数 一件につき六千円 き六千円	申請件数 一件につき六千円 き六千円	申請件数 一件につき六千円 き六千円
三十三司法書士の登記 (二)公認会計士法(昭和二十三年法律第一百三号)第十七条(登録) の公認会計士の登録 イ 公認会計士法(昭和二十三年法律第一百三号)第十七条(登録) の公認会計士の登録 ロ 公認会計士法第十号の登録 の登録	登録件数 一千円 き一万五 千円	登録件数 一件につき三万円	登録件数 一件につき三万円	登録件数 一件につき三万円	登録件数 一件につき三万円	登録件数 一件につき三万円
三十四弁護士法(昭和二十四年法律第二百五十五条) 登録 (二)行政書士法(昭和二十六年法律第四号) の行政書士の登録 (二)政治資金規正法(昭和二十三年法律第一百九十四号)第十一条の十八(登録) の登録	登録件数 一千円 き六万円	登録件数 一件につき三万円	登録件数 一件につき三万円	登録件数 一件につき三万円	登録件数 一件につき三万円	登録件数 一件につき三万円
三十五技术士補の登録 (一)技术士の登録 イ 技术士の登録 ロ 技术士の登録	登録件数 一千円 き三万円	登録件数 一件につき三万円	登録件数 一件につき三万円	登録件数 一件につき三万円	登録件数 一件につき三万円	登録件数 一件につき三万円
三十六技术士の登録 (二)技术士の登録 イ 技术士の登録 ロ 技术士の登録	登録件数 一千円 き三万円	登録件数 一件につき三万円	登録件数 一件につき三万円	登録件数 一件につき三万円	登録件数 一件につき三万円	登録件数 一件につき三万円
三十七税理士の登録 (一)税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)第十八条(登録) の税理士の登録 (八)技术士法(昭和五十八年法律第二百五十五条) 号)第三十二条第一項の登録 又は第二項(登録)の登録	登録件数 一千円 き六万円	登録件数 一件につき五千円	登録件数 一件につき五千円	登録件数 一件につき五千円	登録件数 一件につき五千円	登録件数 一件につき五千円
三十八歯科衛生士の登録 (一)歯科衛生士法(昭和三十六年法律第六十一条) の登録 イ 歯科衛生士法(昭和三十六年法律第六十一条) の登録 ロ 登録事項の変更の登録	登録件数 一千円 き九千円	登録件数 一件につき千円	登録件数 一件につき千円	登録件数 一件につき千円	登録件数 一件につき千円	登録件数 一件につき千円

四十二及び四十三	削除	四十四 証券金融会社の免許	
十六条の二十四第一項 (免許及び免許の申請) の証券金融会社の免許		四十五 特定金融会社等の登録	免許件数 一件につき十五万円
金融業者の貸付業務の ための社債の発行等に 関する法律(平成十一年 法律第三十二号)第三 条(登録)の特定金 融会社等の登録	登録件数 一件につき十五万円	四十六 貸金業者の登録又は貸金業務取扱主 任者に係る登録講習機関の登録	登録件数 一件につき十五万円
(一) 貸金業法(昭和 五十八年法律第三十二 号)第三条第一項(登 録)の内閣総理大臣が する貸金業者の登録 (更新の登録を除く。)	登録件数 一件につき十五万円	(二) 貸金業法第二十 四条の二十五第二項 (登録講習機関の登録) の登録(更新の登録を 除く。)	登録件数 一件につき十五万円
四十七 無尽業の免許又は無尽会社の出張所 等の設置の認可	登録件数 一件につき十五万円	四十八 金融サービス仲介業者の登録又は認定 登録件数	登録件数 一件につき九万円
(一) 無尽業法(昭和 六年法律第四十二号) 第二条第一項(免許) の無尽業の免許	免許件数 一件につき十五万円	(一) 金融サービス仲介業の登録又は認定 提供及び利用環境の整 備等に関する法律(平 成十二年法律第一百一 号)	登録件数 一件につき九万円

登録	(二) 金融サービス仲介業者の登録	提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第一項(変更登録等)の変更登録(同法第十三条第一項第四号(登録の申請)の業務の種別の増加に係るものに限る。)	登録件数
登録件数	認定件数	登録件数	
（三） 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十四条(認定金融サービス仲介業協会の認定)の認定金融サービス仲介業協会の認定	一件につき十五万円	一件につき十五万円	一件につき九万円
四十九 第三者型前払式支払手段の発行者の登録、資金移動業者の登録、電子決済手段等取引業者の登録、暗号資産交換業者の登録、為替取引分析業者の許可、資金清算業の免許又は認定資金決済事業者協会の認定	登録件数	登録件数	登録件数
（一） 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第七条(第三者型前払式支払手段の発行者の登録)の第三者型前払式支払手段の発行者の登録	一件につき十五万円	一件につき十五万円	一件につき十五万円
（二） 資金決済に関する法律第三十七条(資金移動業者の登録)の登録	登録件数	登録件数	登録件数
（三） 資金決済に関する法律第四十一条第一項(変更登録等)の変更登録	登録件数	登録件数	登録件数
（四） 資金決済に関する法律第六十二条の三(電子決済手段等取引業者の登録)の電子決済手段等取引業者の登録	登録件数	登録件数	登録件数

登録件数	登録件数	登録件数
き十五万円	き十五万円	き十五万円
（二）電気通信事業法 （昭和五十九年法律第八十六号）第九条（電気通信事業の登録）の電気通信事業者の登録 （更新の登録を除く。）又は同法第十三条第一項（変更登録等）（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の変更登録	（二）電気通信事業法 （昭和五十九年法律第八十六号）第九条（電気通信事業の登録）の電気通信事業者の登録 （更新の登録を除く。）又は同法第十三条第一項（変更登録等）（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の変更登録	（二）電気通信事業法 （昭和五十九年法律第八十六号）第九条（電気通信事業の登録）の電気通信事業者の登録 （更新の登録を除く。）又は同法第十三条第一項（変更登録等）（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の変更登録
登録件数	登録件数	登録件数
（注）電子委任状の普及の促進に関する法律（平成二十九年法律第六十四号）第十条第一項又は第二項（電気通信事業法の特例）の規定により電気通信事業者の登録又は変更登録を受けたものとみなされる場合における同法第五条第一項（電子委任状取扱業務の認定）の規定による認定電子委任状取扱事業者の認定又は同法第八条第一項（変更の認定等）の規定による認定電子委任状取扱事業者の変更の認定は、当該登録又は変更登録とみなす。	（注）電子委任状の普及の促進に関する法律（平成二十九年法律第六十四号）第十条第一項又は第二項（電気通信事業法の特例）の規定により電気通信事業者の登録又は変更登録を受けたものとみなされる場合における同法第五条第一項（電子委任状取扱業務の認定）の規定による認定電子委任状取扱事業者の認定又は同法第八条第一項（変更の認定等）の規定による認定電子委任状取扱事業者の変更の認定は、当該登録又は変更登録とみなす。	（注）電子委任状の普及の促進に関する法律（平成二十九年法律第六十四号）第十条第一項又は第二項（電気通信事業法の特例）の規定により電気通信事業者の登録又は変更登録を受けたものとみなされる場合における同法第五条第一項（電子委任状取扱業務の認定）の規定による認定電子委任状取扱事業者の認定又は同法第八条第一項（変更の認定等）の規定による認定電子委任状取扱事業者の変更の認定は、当該登録又は変更登録とみなす。
（一）被回復裁判手続に係る特定適格消費者団体の認定（登録試験機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	（一）被回復裁判手続に係る特定適格消費者団体の認定（登録試験機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	（一）被回復裁判手続に係る特定適格消費者団体の認定（登録試験機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）
（二）被回復裁判手続に係る特定適格消費者団体の認定（登録試験機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	（二）被回復裁判手続に係る特定適格消費者団体の認定（登録試験機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	（二）被回復裁判手続に係る特定適格消費者団体の認定（登録試験機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）
（三）被回復裁判手続に係る特定適格消費者団体の認定（登録試験機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	（三）被回復裁判手続に係る特定適格消費者団体の認定（登録試験機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	（三）被回復裁判手続に係る特定適格消費者団体の認定（登録試験機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）

可	通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）第三条第一項（通關業の許可）の通關業の許可	六十五 酒類若しくは酒母等の製造又は酒類の販売に係る免許	許可件数 一件につき九万円
	（注）酒税法（昭和二十八年法律第六号）第十一条第二項（製造免許等の条件）の規定による酒類の販売業の免許に付された（三）イに規定する条件の全部又は一部の解除は、新たな該当免許とみなす。		
	（二）酒税法第七条第一項（酒類の製造免許）の規定による酒類の製造免許（試験のためにする酒類の製造免許その他政令で定める製造免許を除く。）	（二）酒税法第八条（酒母等の製造免許）の規定による酒母又はもろみの製造免許	
	口 もろみの製造免許	イ 酒母の製造免許	
	免許件数	免許件数	免許件数
免許件数	免許件数	免許件数	免許件数
き九万円	き三万円	き九万円	き十五万円
一件につき九万円	一件につき三万円	一件につき九万円	一件につき十五万円

登録件数	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数
円 き十五万	円 き十五万	き三千円	一千五百五 千円	五千五百五 千円	五千五百五 千円	五千五百五 千円
(二) 塩事業法第十六 条第一項(塩特定販売 業の登録)の塩特定販 売業者の登録	卸売業者の登録	六十七 塩製造業者、塩 特定販売業者又は塩	(四) たばこの事業法第 二十六条第一項(出張 販売)の規定による製 造たばこの小売販売の 許可(同法第二十四 条第一項(許可の条件 等)の規定による期限 が付された許可を除く 可を除く。)	(二) たばこの事業法第 二十六条第一項(出張 販売)の規定による製 造たばこの小売販売の 許可(同条第二項にお いて準用する同法第二 十四条第一項の規定に よる期限が付された許 可を除く。)	(二) たばこの事業法第 二十二条第一項(製造 たばこの小売販売業の 許可)の規定による製 造たばこの小売販売の 許可(同法第二十四 条第一項(許可の条件 等)の規定による期限 が付された許可を除く 可を除く。)	ハ イに掲げる免許に 付された小売に限る旨 の条件の解除
六十六 製造たばこの販 売に係る登録又は許 可の数	販 売場	一箇所に つき六万 円	(昭和五十九年法律第六 十八号)第十一一条第一 項(製造たばこの特定 販売業の登録)の規定 による製造たばこの特 定販売業の登録	(二) たばこの事業法第 二十二条(製造たばこの 卸販売業の登録)の規 定による製造たばこの 卸販売完業の登録	(二) たばこの事業法第 二十二条(製造たばこの 卸販売業の登録)の規 定による製造たばこの 卸販売完業の登録	ハ イに掲げる免許に 付された小売に限る旨 の条件の解除

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律(平成六年法律第七十八号)第八条第一項(登録施設利用促進機関の登録)(更新の登録を除く。)	登録件数
六十九条三 児童生徒等の災害に係る共済事業の認可	登録件数
P T A・青少年教育団体共済法(平成二十四年法律第四十二号)第三条(認可)の文部科学大臣がする共済事業の認可	認可件数
七十 水道事業の認可若しくは給水区域の変更の認可、水道用水供給事業の認可若しくは給水対象の変更の認可又は登録水質検査機関若しくは登録簡易専用水道検査機関の登録	認可件数
七十一 食品等の製品検査に係る登録検査機関の登録	登録件数
七十二 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第四条第九項(登録検査機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数
七十三 販売に供する食品の特別用途表示に係る登録試験機関の登録	登録件数
七十四 削除	登録件数
七十五 健康増進法(平成十四年法律第百三号)第四十三条第三項(登録試験機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数
七十六 業として行う採血の許可	登録件数
七十七 医薬品等の製造販売業、製造業若しくは修理業に係る許可	登録件数
(一) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)以下「医薬品医療機器等法」という。)第十二条第一項(製造販売業の許可) (医薬品医療機器等法第八十三条第一項(動物用医薬品等)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の第一種医薬品製造販売業許可、第二種医薬品製造販売業許可(政令で定めるものに限り、更新の許可を除く。)	許可件数
(二) 医薬品医療機器等法第十三条の二第一項(医薬品等外国製造業者の保管のみを行う製造所に係る登録)の医薬品等外国製造業者の保管のみを行う製造所の登録(更新の登録を除く。)	登録件数
七十八 精神保健指定医に係る登録研修機関の登録	登録件数
七十九 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第十八条第一項(登録水質検査)	登録件数
八十 水道法第二十条第一項(事業の変更)の規定による給水対象の増加に係る変更の認可(政令で定めるものに限り、更新の許可を行ふ。)	登録件数
八十一 水道法第二十六条(事業の認可)の水道用水供給事業の認可を除く。)の規定による給水区域の拡張に係るもの(これからの認可を受けている給水区域の属する市町村内における給水区域の拡張に係るものもを除き、政令で定めるものに限る。)	登録件数
八十二 水道法第二十六条(事業の認可)の水道用水供給事業の認可又は同法第三十条第一項(事業の変更)の規定による給水対象の増加に係る変更の認可(政令で定めるものに限り、更新の許可を行ふ。)	登録件数
八十三 水道法第二十条第一項(登録水質検査)	登録件数

(八) 医薬品医療機器
等法第二十三条の二の事業の登録（政令で定めるものに限り、更新の登録を除く。）

(九) 医薬品医療機器
等法第二十三条の二十一第一項（製造販売業の許可）（医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の再生医療等製品の製造販売の事業の許可（政令で定めるものに限り、更新の許可を除く。）

(十) 医薬品医療機器
等法第二十三条の二十二第一項（製造業の許可）の再生医療等製品の製造業の許可又は同条第八項の規定による製造所に係る許可の区分の追加の許可（政令で定めるものに限り、更新の許可を除く。）

(十一) 医薬品医療機器等法第二十三条の二十四第一項（再生医療等製品国外製造業者の認定）の再生医療等製機器等法第二十三条の二十二第二項の規定による製造所に係る認定又は同条第三項において準用する医薬品医療機器等法第二十三条の二十二第二項の規定による登録を除く。）

認定件数	許可件数	許可件数	登録件数
一件につき九万円	一件につき九万円	一件につき十五万円	一件につき九万円

(十二) 医薬品医療機器等法第四十条の二第一項(医療機器の修理業の許可)の医療機器の修理業の許可又は同条第七項の規定による事業所に係る修理区分の追加の許可(政令で定めるものに限り、更新の許可を除く。)

(十三) 医薬品医療機器等法第八十三条第二項の規定により読み替えて適用する医薬品医療機器等法第十三条第一項若しくは第八項(医薬品医療機器等法第十三条の三第三項において準用する場合を含む。)、第十三条の二の二(第一項、第十三条の二第一項、第十三条の三の二第一項、第十三条の三の二第二項、第二十二条の二の三第一項、第二十三条の二の四第一項、第二十三条の二の四第二項、第二十三条の二十二项、第二十三条の二十二项若しくは第七項の規定による許可、認定又は登録(政令で定めるものに限り、更新の許可、認定又は登録を除く。)

(十四) 医薬品医療機器等法第二十三条の二の二十三第一項(登録認証機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)

登録件数	登録件数 又は認定件数	許可件数、 認定件数	許可件数
き 九 万 円 一 件 に つ	き 九 万 円 一 件 に つ	き 九 万 円 一 件 に つ	き 九 万 円 一 件 に つ

(二) 再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成二十五年法律第八十五号)第三十五条第一項(特定細胞加工物の製造の許可)	特定細胞加工物の製造の許可又は外国における特定細胞加工物の製造の認定	許可件数	一件につき九万円				
(二) 再生医療等の安全性の確保等に関する法律第三十九条第一項(外国における特定細胞加工物の製造の認定)の外国における特定細胞加工物の製造の認定(更新の認定を除く。)	特定細胞加工物の製造の許可(更新の許可を除く。)	認定件数	一件につき九万円				
(二) 再生医療等の安全性の確保等に関する法律第三十九条第一項(外国における特定細胞加工物の製造の認定)の外国における特定細胞加工物の製造の認定(更新の認定を除く。)	特定細胞加工物の製造の認定の許可(更新の許可を除く。)	認定件数	一件につき九万円				
七十九 確定拠出年金運営管理業の登録	登録試験問題作成機関の登録	登録件数	一件につき十五万円				
八十 在宅就業支援団体の登録	登録件数	登録件数	一件につき一万五千円				
八十一 有料職業紹介事業若しくは労働者派遣事業の許可、港湾労働者派遣事業の許可又は建設業務有料職業紹介事業若しくは建設業務労働者就業機会確保事業の許可(注)高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(第三十八条第二項(業務等)の規定による届	登録件数	登録件数	一件につき一万五千円				

(二) 職業安定法第三十条第一項の有料の職業紹介事業の許可(更新の許可を除く。)	許可件数
(二) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)	許可件数
第五条第一項(労働者派遣事業の許可)の労働者派遣事業の許可(更新の許可を除く。)	許可件数
(三) 港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)第十二条第一項(港湾労働者派遣事業の許可)の港湾労働者派遣事業の許可(更新の許可を除く。)	許可件数
(四) 港湾労働法第十一条第一項(派遣事業対象業務の種類の変更等)の変更の許可(同法第十二条第二項第四号の港湾ごとの派遣事業対象業務の種類の増加に係るものに限る。)	許可件数
(五) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第十八条第一項(建設業務有料職業紹介事業の許可)(建設労働者の許可)の建設業務有料職業紹介事業の許可(更新の許可を除く。)	許可件数
(六) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(建設業務労働者の就業機会確保事業の許可)の建設業務労働者就業機	許可件数

百三 熱供給事業の登録	登録件数	一件につき九万円
十七年法律第八十八号(第三条(事業の登録)の熱供給事業の登録)		

百四 小売電気事業の登録、なし小売電気事業者の指定旧供給区域の変更の許可、一般送配電事業の許可若しくは電気の供給区域の変更若しくは供給区域外に設置する電線路による供給の許可、送電事業の許可若しくは振替供給の相手方の変更の許可、配電事業の許可若しくは電気の供給区域の変更若しくは供給区域外に設置する電線路による供給の許可、特定送配電事業者による小売供給の登録、特定供給の許可、認定高度保安実施設置者の認定、認定電気使用者情報利用者等協会の認定又は電気工作物に係る登録適合性確認機関、登録安全管理審査機関若しくは登録調査機関の登録

(二) 電気事業法(昭和三十九年法律第一百七十号)第二条の二(事業の登録)の小売電気事業の登録	登録件数	一件につき九万円
十号) 第二条の二(事業の登録)の小売電気事業の登録	登録件数	一件につき九万円

(四) 電気事業法第二十四条第一項(供給区域内における供給区域の増加に係るもの)の許可を改正する法律(平成二十六年法律第七十二号)附則第十七条第一項(指定旧供給区域の変更等)の変更の許可(同法附則第十六条第一項(みなし小売電気事業者の供給義務等)に規定する指定旧供給区域の増加に係るもの(当該指定旧供給区域の属する市町村内における指定旧供給区域の増加に係るもの)を除く。)に限る。

(三) 電気事業法第三条(事業の許可)又は同法第八条第一項(供給区域の変更)の変更の許可(同法第六条第二項第五号(許可証))に限る。

(二) 電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十二条)附則第十七条第一項(指定旧供給区域の変更等)の変更の許可(同法附則第十六条第一項(みなし小売電気事業者の供給義務等)に規定する指定旧供給区域の増加に係るもの)に限る。	許可件数	一件につき九万円
十号) 第二条の二(事業の登録)の小売電気事業の登録	登録件数	一件につき九万円

百五 登録電気工事業者の登録	登録件数	一件につき九万円
正化に関する法律(昭和四十五年法律第九号)第三条第一項(登録)の登録(登録調査機関の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円

(七) 電気事業法第二十七条の十二の五第二項(許可)に掲げる供給区域の増加に係るもの(これらの許可を受けて供給区域の属する市町村内における供給区域の増加に係るもの)を除く。)に限る。

(八) 電気事業法第二十七条の三十三第一項(特定供給)の電気を供給する事業の許可(特定供給の登録)の登録

百六 特定事業者等が設置している工場等に係る登録調査機関の登録	登録件数	一件につき九万円
百七 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第八十四条第一項(登録調査機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円

(九) 電気事業法第二十七条の三十三第一項(特定供給)の電気を供給する事業の許可(特定供給の登録)の登録

(十) 電気事業法第五十五条の三(認定)の認定電気使用者情報利用者等協会の認定(更新の認定を除く。)

(十一) 電気事業法第三十七条の四(認定電気使用者情報利用者等協会の認定)の認定電気使用者情報利用者等協会の認定(更新の認定を除く。)

(十二) 電気事業法第三十八条の一第一項(登録適合性確認機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)

(十三) 電気事業法第五十一条第三項(登録安全管理審査機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)

(十四) 電気事業法第五十七条の二第一項(登録調査機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)

(十五) 電気事業法第五十五条第四項(登録安全管理審査機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)

(十六) 電気事業法第五十五条第五項(登録安全管理審査機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)

(十七) 電気事業法第五十五条第六項(登録安全管理審査機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)

(十八) 深海底鉱業の許可又は深海底鉱区の変更の許可(昭和五十七年法律第六十四号)第四条第一項(深海底鉱業の許可)の深海底鉱業の許可又は深海底鉱区の面積の増加に係るものに限る。)

第一項（免許）の自動車道事業の免許	免許件数
百二十二 高速道路の新設又は改築の許可	免許件数
（昭和三十一年法律第七号）第三条第一項（高速道路の新設又は改築）の規定による高速道路の新設又は改築の許可	免許件数
百二十三 自動車ターミナル事業の許可	免許件数
（注）流通業務総合効率化促進法第十五条第一項（自動車ターミナル法の特例）の規定により自動車ターミナル事業の許可を受けたものとみなされる場合における流通業務総合効率化促進法第四条第一項（総合効率化計画の認定）の規定による総合効率化計画の認定は、当該許可とみなす。	免許件数
自動車ターミナル法 （昭和三十四年法律第百三十六号）第三条（事業の許可）の自動車ターミナル事業の許可	免許件数
百二十四 優良自動車整備事業者の認定又は自動車の登録に係る登録情報処理機関若しくは登録情報提供機関の登録	免許件数
（一）道路運送車両法 （昭和二十六年法律第八十五号）第九十四条第一項（優良自動車整備事業者の認定）の優良自動車整備事業者の認定	免許件数
イ 道路運送車両法第 四十八条第一項（定期点検整備）の点検に付随して行われる自動車又はその部分の整備又は改造の事業（口において「点検付随整備事業」という。）の全部の実施に係る認定で財務省令で定めるもの	免許件数
ロ 点検付随整備事業の一部の実施に係る認定	免許件数

定)（同条第十項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による貨客運送効率化実施計画の認定、同法第二十七条の十五第二項（地域公共交通利便増進実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合及びこれらの規定を同法第二十九条の九において準用する場合を含む。）の規定による地域公共交通利便増進実施計画の認定、同法第二十九条の四第六項（交通手段再構築実証事業計画の作成）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による交通手段再構築実証事業計画の公表若しくは同法第三十三条第三項（新地域旅客運送事業計画の認定）の規定による新地域旅客運送事業計画の認定又は特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第八条の八第一項（道路運送法の特例）若しくは第十三条第一項（道路運送法の特例）の規定により事業計画の変更の認可を受けたものとみなされる場合における地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第三十条第八項において準用する同条第三項の規定による新地域旅客運送事業計画の変更の認定又は特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第八条の七第一項（事業者計画の認可）の規定による事業者計画の認可若しくは同法第十二条第四項（活性化事業計画の認定）（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による活性化事業計画の認定は当該事業計画の変更の認可、地域再生法第十三条の五十二又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十条の規定により特定旅客自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる場合における地域再生法第十七条の五十一第一項の規定による住宅団地再生道路運送利便増進実施計画の認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第二十九条第三項の規定によ

可と、地域再生法第十七条の五十八（貨物自動車運送事業法の特例）、流通業務総合効率化促進法第十条第一項（貨物自動車運送事業法の特例）、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十七条の十一（貨物自動車運送事業法の特例）、福島復興再生特別措置法第七十一条第一項（流通機能向上事業に係る許認可等の特例）又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十六条（貨物自動車運送事業法の特例）の規定により一般貨物自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる場合における地域再生法第十七条の五十五第三項（住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定、流通業務総合効率化促進法第四条第一項（総合効率化計画の認定）の規定による総合効率化計画の認定、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十七条の七第三項の規定による貨物運送効率化実施計画の認定、福島復興再生特別措置法第七条第十四項（福島復興再生計画の認定）の規定による福島復興再生計画の認定若しくは同法第七条の二第一項（東日本大震災復興特別区域法の準用）において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項（認定復興推進計画の変更）の規定による福島復興再生計画の変更の認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十三条第三項（貨物運送共同化実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による貨物運送共同化実施計画の認定は当該許可とみなす。
(一) 道路運送法第四条第一項（一般旅客自動車運送事業の許可）の一般旅客自動車運送事業の許可
口 一般乗用旅客自動車運送事業の許可
車運送事業の許可件数
許可件数
一件につき三万円（個人の受ける一

（二）道路運送法第十 五条第一項（事業計画 の変更）の規定による 事業計画の変更の認可	（二）イに掲げる許 可を受けている者が道 路運送法第五条第一項 第三号（許可申請）の 路線又は営業区域を増 加することに係る事業 計画の変更の認可で財 務省令で定めるもの	（二）ロに掲げる許 可（政令で定めるもの を除く。ハにおいて同じ。） を受けている者が道 路運送法第五条第一項 第三号の営業区域を 増加することに係る事 業計画の変更の認可で 財務省令で定めるもの	（二）ロに掲げる許 可を受けている者が特 定地域及び準特定地域 における一般乗用旅客 自動車運送事業の適正 化及び活性化に関する 特別措置法第二条第六 項（定義）に規定する 準特定地域における一 般乗用旅客自動車運送 事業の供給輸送力を増 加させる事業計画の変 更の認可で財務省令で 定めるもの	（二）道路運送法第十 五条第一項（事業計画 の変更）の規定による 事業計画の変更の認可
------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------

許可件数	認可件数	認可件数	認可件数	認可件数
き三万円 一件につ	五千円 一件につ	五千円 一件につ	五千円 一件につ	五千円 一件につ

許可件数	登録件数	登録件数	登録件数	許可件数
き六万円 一件につ	九万円 一件につ	九万円 一件につ	九万円 一件につ	十二万円 一件につ
き九万円 一件につ	九万円 一件につ	九万円 一件につ	九万円 一件につ	十二万円 一件につ
き九万円 一件につ	九万円 一件につ	九万円 一件につ	九万円 一件につ	十二万円 一件につ
き九万円 一件につ	九万円 一件につ	九万円 一件につ	九万円 一件につ	十二万円 一件につ

登録件数	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数
九万円 一件につ	九万円 一件につ	九万円 一件につ	九万円 一件につ	九万円 一件につ
九万円 一件につ	九万円 一件につ	九万円 一件につ	九万円 一件につ	九万円 一件につ
九万円 一件につ	九万円 一件につ	九万円 一件につ	九万円 一件につ	九万円 一件につ
九万円 一件につ	九万円 一件につ	九万円 一件につ	九万円 一件につ	九万円 一件につ

登録件数	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数
十五万円 一件につ	三千円 一件につ	一万五千円 一件につ	十五万円 一件につ	十九万円 一件につ
十五万円 一件につ	三千円 一件につ	一万五千円 一件につ	十五万円 一件につ	十九万円 一件につ
十五万円 一件につ	三千円 一件につ	一万五千円 一件につ	十五万円 一件につ	十九万円 一件につ
十五万円 一件につ	三千円 一件につ	一万五千円 一件につ	十五万円 一件につ	十九万円 一件につ
十五万円 一件につ	三千円 一件につ	一万五千円 一件につ	十五万円 一件につ	十九万円 一件につ

の活性化及び再生に関する法律第二十七條の
十八第一項（道路運送法の特例）（同法第二十
九条の九（鉄道事業再構築事業等に関する規
定の準用）において準用する場合を含む。）の
規定により自家用有償旅客運送者の登録若し
くは変更登録を受けたものとみなされる場合を
における同法第二十七条の十五第二項（地域
公共交通利便増進実施計画の認定）（同法第七
項において準用する場合及びこれらの規定を
同法第二十九条の九において準用する場合を
含む。）の規定による地域公共交通利便増進実
施計画の認定若しくは同法第二十九条の七第
一項（道路運送法の特例）の規定により自家
用有償旅客運送者の登録若しくは変更登録を
受けたものとみなされる場合における同法第
二十九条の四第六項（交通手段再構築実証事
業計画の作成）（同条第七項において準用する
場合を含む。）の規定による交通手段再構築実
証事業計画の公表は、自家用有償旅客運送者
の登録又は変更登録とみなす。

（注）造船法（昭和二十五年法律第二百二十九
号）第十三條（施設等の新設等の許可の特例）
の規定により船舶の製造若しくは修繕に係る
施設の新設、譲受け若しくは借受けの許可又
は船舶の製造若しくは修繕に必要な設備の新
設、増設若しくは拡張の許可を受けたものと
みなされる場合における同法第十一條第一項
（登録確認機関の登録）の登録（更新の登
録を除く。）

百二十八 船舶の製造事業等に係る施設又は
設備の新設等の許可

登録件数
き九万円
一件につ

港湾法（昭和二十五年
法律第二百二十九号）第
五十六条の二の二第三
項（登録確認機関の登
録）の登録（更新の登
録を除く。）

登録件数
き九万円
一件につ

登録件数
き九万円
一件につ

（二）造船法第二条第
一項（施設の新設等の
許可等）の規定による
船舶の製造又は修繕に
係る施設の新設、譲受け
又は借受けの許可
(当該許可を受けている
者が当該許可に係る施
設について受けるもの
及び一時的な需要のた
めに行う許可で財務省
令で定めるものを除く
。)

登録件数
き九万円
一件につ

登録件数
き九万円
一件につ

（二）造船法第三条第
一項（設備の新設等の
許可等）の規定による
船舶の製造又は修繕に
必要な設備の新設、增
設又は拡張の許可（当
該設備に係る拡張の許
可で政令で定めるもの
及び一時的な需要のた
めに行う許可で財務省
令で定めるものを除く
。）

登録件数
き九万円
一件につ

登録件数
き九万円
一件につ

百三十四 港湾運送事業の許可	登録件数	一件につき九万円
(四) 船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十一条の十第一項(登録の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円
(五) 港湾荷役事業の許可	登録件数	一件につき九万円
(二) 一般港湾運送事業の許可	登録件数	一件につき九万円
(一) 海上運送法第三条第一項(一般旅客定期航路事業の許可)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円
十五第二項(地域公共交通利便増進実施計画の認定)(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による地域公共交通利便増進実施計画の認定若しくは同法第三十条第三項(新地域旅客運送事業計画の認定)の規定による新地域旅客運送事業計画の認定は、当該許可とみなす。	登録件数	一件につき九万円
十六年法律第一百六十一号)第四条(許可)の規定による港湾運送事業の許可	登録件数	一件につき九万円
十七年法律第一百五十一号)第三条第一項(登録)の内航海運業の登録	登録件数	一件につき九万円
百三十五 内航海運業の登録	登録件数	一件につき九万円
百三十六 船舶職員に係る海技免許講習、海技免状更新講習若しくは登録船舶職員養成施設の登録若しくは小型船舶操縦者法第四条第二項(海技免許講習)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円
(二) 船舶職員及び小型船舶操縦者法第四条第二項(海技免許講習)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円
(三) 海上運送法第二十一条第一項(旅客不定期航路事業の許可)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円
(四) 海上運送法第三十二条の二十六(登録の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円
(五) 海上運送法第三十二条の四十第一項(登録運航管理者講習機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円
百三十七 船員派遣事業の許可	登録件数	一件につき九万円
(注)海上運送法第三十六条(船員職業安定法の特例)の規定により船員派遣事業の許可を受けたものとみなされる場合における同法第三十五条第三項(日本船舶・船員確保計画の登録)において準用する場合を含む。)	登録件数	一件につき九万円
の規定による日本船舶・船員確保計画の認定は、当該許可とみなす。	登録件数	一件につき九万円
十五第二項(船舶操縦者法第二十一条の十第一項(登録の登録)の登録(更新の登録を除く。))の規定による船舶操縦者法第二十一条の十第一項(登録の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円
十三条の十第一項(登録の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円
百三十八 空港等若しくは航空保安施設の設置の許可、設計検査等に係る事業場の認定又は航空運送事業若しくは航空機使用事業の許可	登録件数	一件につき九万円
百三十九 航空法第三十八条第一項(空港等又は航空保安施設の設置の許可)	登録件数	一件につき九万円
百四十 航空法第三十九条第一項(事業場の認定(財務省令で定めるものを除く。))	登録件数	一件につき九万円
(二) 航空法第十一条第一項(許可)の航空運送事業の許可	登録件数	一件につき九万円
(四) 航空法第一百二十一条第一項(航空機使用事業の許可)の航空機使用事業の許可	登録件数	一件につき九万円
(五) 航空法第一百二十九条第一項(外国人国際航空運送事業)の規定による旅客又は貨物を運送する事業の許可	登録件数	一件につき十五万円

(二) 航空法第三百三十一条の二 二条の二十四（登録検査機関の登録）の登録 (更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円
(三) 航空法第三百三十二条の六十九（登録講習機関の登録）の登録 (更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円
(四) 航空法第三百三十三条の八十二（登録更新講習機関の登録）の登録 (更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円
百三十九 貨物利用運送事業の登録若しくは許可又は事業計画の変更の認可	登録件数	一件につき九万円

登録件数	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数
き九万円	き二万円	き十二万円	き一万五円	一件につき
千円	円	円	円	円
（一） 貨物利用運送事業法第三条第一項（登録）の第一種貨物利用運送事業の登録	（二） 貨物利用運送事業法第七条第一項（変更登録等）の変更登録（同法第四条第一項第四号（登録の申請）の利用運送に係る運送機関の種類若しくは利用運送の区域若しくは区間の増加に係るもの（財務省令で定めるものに限る）又は同号の業務の範囲の増加に係るものに限る。）	（三） 貨物利用運送事業法第二十条（許可）の第二種貨物利用運送事業の許可	（四） 貨物利用運送事業法第一十五条第一項（事業計画及び集配事業計画）の事業計画の変更の認可（財務省令で定めるものに限る。）	（五） 貨物利用運送事業法第三十五条第一項（登録）の船舶運航事業者又は航空運送事業者の行う国際貨物運送に係る第一種貨物利用運送事業の登録
（六） 貨物利用運送事業法第三十九条第一項（変更登録等）の変更登録（同法第四条第一項第四号の利用運送の区間又は業務の範囲の増加に係るものに限る。）				

(七) 貨物利用運送事業法第四十五条第一項(許可)の船舶運航事業者又は航空運送事業者の行う国際貨物運送に係る第二種貨物利用運送事業の許可		業法第四十六条第二項(事業計画)の事業計画の変更の認可(財務省令で定めるものに限る)	
百四十 倉庫業者の登録又は認定		認可件数	
(注) 流通業務総合効率化促進法第十六条第一項若しくは第二項(倉庫業法の特例)又は福島復興再生特別措置法第七十一条第一項(流通機能向上事業に係る許認可等の特例)の規定により倉庫業者の登録又は変更登録を受けたものとみなされる場合における流通業務総合効率化促進法第四条第一項(総合効率化計画の認定)の規定による総合効率化計画の認定又は福島復興再生特別措置法第七条第十四項(福島復興再生計画の認定)の規定による福島復興再生計画の認定若しくは同法第七条の二第二項(東日本大震災復興特別区域法の準用)において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項(認定復興推進計画の変更)の規定による福島復興再生計画の変更の認定は、当該登録又は変更登録とみなす。		一件につき二万円	一件につき十二万円
(一) 倉庫業法第三条登録	登録件数	登録件数	登録件数
(二) 倉庫業法第七条第一項(変更登録等)の変更登録(倉庫の新設に係る変更登録で政令で定めるものに限る)	倉庫の数	倉庫の数	倉庫の数
(三) 倉庫業法第二十五条(トランクルームの認定)の認定	トランクルームの数	トランクルームの数	トランクルームの数
一 個 に つ き 一 万 円	一 個 に つ き 三 万 円	一 個 に つ き 九 万 円	一 個 に つ き 二 万 円

百四十六 不動産鑑定業者の登録若しくは登録換えに係る登録又は不動産鑑定士に係る実務修習機関の登録	(二) 不動産の鑑定評価に関する法律第二十条第一項(不動産鑑定業者の登録)の登録(更新の登録を除く。)		登録件数
	(一) 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)第十三条第一項(認定)の規定による工場において製造する浄化槽の型式の認定(更新の認定を除く。)		認定件数
	認定件数	一件につき九万円	一件につき九万円
	(二) 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)第十三条第一項(認定)の規定による工場において製造する浄化槽の型式の認定(更新の認定を除く。)	一件につき九万円	一件につき九万円
百四十九 前払金保証事業の登録	(一) 不動産特定共同事業の許可若しくは小規模不動産特定共同事業の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき十五万円
	(二) 不動産の鑑定評価に関する法律第二十条第一項(不動産鑑定士が受けた登録を除く。)又は同法第二十六条第一項第二号(登録換え)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき十五万円
	(二) 不動産の鑑定評価に関する法律第二十条第一項(不動産鑑定士が受けた登録を除く。)又は同法第二十六条第一項第二号(登録換え)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき十五万円
百五十 不動産特定共同事業の許可若しくは小規模不動産特定共同事業の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき十五万円	一件につき十五万円
百五十一 マンション管理業者の登録又はマンション管理士等に係る登録講習機関の登録	登録件数	一件につき九万円	一件につき九万円
百五十二 測量業者の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円	一件につき九万円
百五十三 広告物等の表示に係る業務主任者の登録	登録件数	一件につき九万円	一件につき九万円

屋外広告物法（昭和二十四年法律第八十九号）第十条第二項第三号イ（登録試験機関の登録）の登録	登録件数	一件につき十五万円
百五十四 構造設計一級建築士等に係る登録 講習機関の登録	登録件数	一件につき十五万円
(一) 建築士法第十条の三第一項第一号（登録講習機関の登録）の登録を除く。	登録件数	一件につき十五万円
(二) 建築士法第二十条の二（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき十五万円
(三) 建築士法第二十一条第二項（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき十五万円
(四) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十号）第五条第一項（登録住宅性能評価機関若しくは登録講習機関の登録、登録住宅型式性能認定等機関の登録又は住宅の特別評価方法認定に係る登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき十五万円
百五十五 住宅性能評価に係る登録住宅性能評価機関若しくは登録講習機関の登録、登録住宅型式性能認定等機関の登録又は住宅の特別評価方法認定に係る登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
(一) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十号）第五条第一項（登録住宅性能評価機関若しくは登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
(二) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十号）第五条第一項（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
(三) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十号）第五条第一項（登録住宅性能評価機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
(四) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十号）第五条第一項（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
百五十六 一般廃棄物又は産業廃棄物の再生利用 広域的処理又は無害化処理の認定	登録件数	一件につき九万円
(一) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第一百三十七条号）第九条の八第一項（一般廃棄物の再生利用に係る特例）	登録件数	一件につき十五万円
(二) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第一百三十七条号）第九条の八第一項（産業廃棄物の再生利用に係る特例）	登録件数	一件につき十五万円
(三) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十三年第一条（登録住宅型式性能認定等機関の登録）の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
百五十七 環境の保全に係る人材認定等事業の登録又は体験の機会の場の認定	登録件数	一件につき十五万円
(一) 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成十五年法律第一百三十号）第十二条第一項（人材認定等事業の登録）の登録	登録件数	一件につき一万五千円
(二) 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成二十号）	登録件数	一件につき一万五千円

法律第 五十七 号	法律第 十九 年	二 年 企 業 基 金 及 企 業 年 金 連 合 会	確定給 付企 業 年 金 法 第 十 三 年 (平 成 一 年 金 法)	号五 法律第 十 三 年 (平 成 一 年 金 法)
金の額が政令で定め る金額以上の法人 並びに相互会社及 び国外相互会社に 係る債権を担保す るために受けた先 取特権、質権又は 抵当権の保存、設 定又は移転の登記 又は登録を除く。)	記又は當該建物の 所有権の取得登 記又は當該建物の 敷地の用に供する 土地の権利の取得 登記	事務所用建物 の所有権の取得登 記又は當該建物の 敷地の用に供する 土地の権利の取得 登記	二 年 企 業 基 金 及 企 業 年 金 連 合 会	確定給付企 業 年 金 法 第 九 十 一 条 の 八 十 五 項 又 は 第 九 十 四 条 (福 祉 事 業) の 事 業 の 用 に 供 す る 土 地 の 権 利 の 取 得 登 記 (これ ら の 規 約 に 供 す る 土 地 の 権 利 の 取 得 登 記 (これ ら の 規 約 に 供 す る 事 業 を行 う定 めが ある 場 合 に 當 該 企 業 年 金 基 金 又 は 企 業 年 金 連 合 会 が 受 け る 登 記 に 限 る。)
記又は當該建物の 所有権の取得登 記又は當該建物の 敷地の用に供する 土地の権利の取得 登記	第三 欄 の 第一 号 又 は 第二 号 の 登 記 に 該 当 する も の を 証 す る 財 務 書 類 を 添 付 す る も の が あ る に 限 る。	第三 欄 の 第一 号 又 は 第二 号 の 登 記 に 該 当 する も の を 証 す る 財 務 書 類 を 添 付 す る も の が あ る に 限 る。	三 欄 の 第一 号 又 は 第二 号 の 登 記 に 該 当 する も の を 証 す る 財 務 書 類 を 添 付 す る も の が あ る に 限 る。	登 記 に 該 当 す る も の を 証 す る 財 務 書 類 を 添 付 す る も の が あ る に 限 る。

第五の二 人及び 財公益 團法人 社團法 人公益	第五 域臨海 整備セ ンタ ー	第五 域廣 海環境 整備セ ンタ ー	第七 号百 イから ニまで で（業務） に掲げ る業務の 用に供す る建物の 所有権の取 得登記又は 当該建物の 用に供す る業務の用 に供する 土地の所有 権の取得登 記
律等の認定 する法 に關する 法團法人 人及び 財公益 團法人 社團法 人公益	一般社 團法人 般財團 人及其 法律及 人團法 人	一般社 團法人 般財團 人及其 法律及 人團法 人	一 事務所用建 物の所有権の取得登 記又は當該建物の 用に供する 土地の権利の取 得
他 の直接に保 育若 の取 得登記又は當 該学校の運 動場、實習用 地その	一 自己の設置運 營する学校（學校 の範圍）に規定す る学校又は同法第 二百二十四条（專修 学校）に規定する各 種學校をいう。） の取 得登記又は當 該學校舍等の運 動場、實習用 地その	一 教育法（昭和二十 二年法律第二十六 号）第一条（學校 の範圍）に規定す る学校又は同法第 一百三十四条（專修 学校）に規定する各 種學校をいう。） の取 得登記又は當 該學校舍等の運 動場、實習用 地その	イから ニまで で（業務） に掲げ る業務の 用に供す る建物の 所有権の取 得登記又は 当該建物の 用に供す る業務の用 に供する 土地の所有 権の取得登 記

会員連合会	九国民年金及び国民年金基金及	八国民健康保険組合及び国民健保團体連合会	八国民健康保険組合及び国民健保團体連合会	二十八号)
号)十第一百四一年法律(昭和三十四年法律)	国民年金法	号)九十二三年法律第一百二十	国民健保法(昭和三十一年法律)	号)
利の取得登記	一 事務所用建物登記	二 国民健康保険登記	一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する建物の登記	業の事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記
利の取得登記	二 土地の用に供する建物の登記	三 土地の権利の取得登記	二 土地の権利の取得登記	省令を証する財務を添付する。
利の取得登記	三 土地の用に供する建物の登記	四 土地の権利の取得登記	三 土地の権利の取得登記	省令を証する財務を添付する。

